

みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託

仕 様 書

みよし市都市建設部下水道課

この仕様書及び特記仕様書は、みよし市（以下「発注者」という。）が実施する下水道施設包括的維持管理業務（以下「本業務」という。）を受注する民間事業者（以下「受注者」という。）に求める業務の水準と受注者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものである。本業務は、本仕様書のほか、プロポーザル実施要領等に提示された条件並びに受注者の提案内容に基づいて行うものとする。

目次

第1章 総則.....	3
第1節 目的	3
第2節 適用範囲	3
第3節 履行期間	3
第4節 用語の定義.....	3
第5節 費用の負担.....	3
第6節 秘密の保持等	3
第7節 法令等の遵守	4
第8節 中立性の堅持	4
第9節 公益確保の義務.....	4
第10節 不誠実な行為等の禁止.....	4
第11節 提出書類.....	4
第12節 官公署等への手続き	5
第13節 業務実施体制.....	5
第14節 再委託先の届出	5
第15節 地域住民等との協調	5
第16節 協力義務.....	6
第17節 損害賠償及び補償.....	6
第18節 工程管理.....	6
第19節 業務事務所	6
第20節 機材の準備	6
第21節 打合せ及び記録	6
第22節 貸与資料及び貸与品	7
第23節 参考図書.....	7
第24節 証明書の交付.....	7
第2章 安全管理.....	8
第1節 一般事項	8
第2節 安全教育	8
第3節 労働災害防止	8
第4節 局地的な大雨に対する安全確保について	8
第5節 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）に伴う臨機の措置について.....	9
第6節 公衆災害防止	9
第7節 その他.....	10
第3章 業務内容.....	11
第1節 共通	11
第2節 計画策定等業務.....	11
第3節 点検・調査及び清掃等業務	20
第4節 施設維持管理業務	26
第5節 その他業務.....	33
第4章 その他	35
第1節 業務の完了.....	35
第2節 業務移行期間と業務の引継ぎ.....	35
第3節 委託料等の支払い	35
第4節 その他.....	36

第1章 総則

第1節 目的

本業務は、発注者が保有する下水道施設等の維持管理に係る業務等を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道施設等に係る良好な機能維持及び維持管理の効率化を図ることを目的とする。

第2節 適用範囲

- 1 本仕様書は、発注者が発注する下水道施設包括的維持管理業務委託に適用する。
受注者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。業務の概要は、別紙1「業務概要」に示すとおりである。
- 2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- 3 本仕様書、図面及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定する。

第3節 履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

履行期間 委託契約締結日から令和11（2029）年3月31日まで

第4節 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「指示」とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、発注者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- 2 「承諾」とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
- 3 「協議」とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 4 「休日」とは、次のアからウをいう。
 - (1) 土曜日及び日曜日。
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 5 「平日」とは、前項を除いた日をいう。
- 6 「修繕」とは、下水道施設の経年劣化・外的要因並びにその他不可抗力による破損個所の機能及び形状の回復を目的とした工事等で、元の正常な状態へ戻すことが比較的容易で部分的な場合の行為をいう。

第5節 費用の負担

本業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第6節 秘密の保持等

- 1 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- 2 業務の実施により得られた資料及び成果の所有は発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾なくこれらを公表してはならない。

第7節 法令等の遵守

- 1 受注者は、業務を実施するにあたり、別紙2「遵守法令等」に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- 2 受注者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。
- 3 受注者は、みよし市の定めるみよし市個人情報保護条例等関係する諸規程を遵守しなければならない。

第8節 中立性の堅持

受注者は、中立性を堅持しなければならない。

第9節 公益確保の義務

受注者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

第10節 不誠実な行為等の禁止

- 1 受注者は、業務実施時間中においては喫煙可能場所以外では禁煙とする。
- 2 受注者は礼節を守り、秩序正しく、言動及び身だしなみに注意するとともに、応接に際しては、親切・丁寧を心掛け迅速に対処しなければならない。また、発注者が発行する身分証明書を常に携帯すること。
- 3 受注者に上記1及び2に違反又は従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受注者は発注者からの改善指示に基づき改善計画書を作成及び提出し、迅速に改善を図ること。その後、改善が認められなかった場合には業務従事者等の変更を行うものとする。

第11節 提出書類

- 1 受注者は、契約締結後、速やかに契約約款及び別紙3「業務着手時の提出書類等」に示す書類を発注者に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で業務に着手しなければならない。各書類の様式は発注者との協議により決定するものとする。
- 2 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、業務着手日以降、業務の実施期間中において、別紙4「業務実施期間中の提出資料等」に示す書類を発注者に提出しなければならない。各書類の様式は発注者との協議により決定するものとする。
- 4 受注者は、業務が完了した時は、速やかに別紙5「業務完了時の提出図書」に示す図書を発注者に提出しなければならない。なお、これらの図書のうち年次報告書に記載する考察には、各業務の結果を踏まえ、発注者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めるものとする。
- 5 受注者は、各提出書類について種別（汚水/雨水）、施設別（管路施設、マンホールポンプ、ポンプ場施設、雨水管理施設等）及び事業別（公共下水道事業／農業集

落排水事業／コミュニティ・プラント事業）ごとに取りまとめた図書及び総括的に取りまとめた図書を提出しなければならない。

6 前各項の提出図書の他、発注者が提出を指示した書類は、指定期日までに提出しなければならない。

7 電子データの提出はE X C E L形式・WORD形式で提出すること。なお、図面、位置図及び写真帳についてはP D Fにて提出すること。

第 1 2 節 官公署等への手続き

1 受注者は、業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 受注者は、業務の実施にあたり、受注者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等（作業届や道路使用許可申請等）を、受注者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

第 1 3 節 業務実施体制

受注者は、別紙 6 「業務実施体制」に定める体制を整えなければならない。

第 1 4 節 再委託先の届出

1 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に、業務委託下請負承諾申出書により発注者の承諾を得なければならない。ただし、技術提案書において提案された第三者への下請け又は再委託以外の再委託については、受注者が事前に発注者の書面による承認を得るものとする。

2 発注者は、業務の実施にあたって、著しく不適当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受注者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

第 1 5 節 地域住民等との協調

1 受注者は、業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。受注者は、調査等を実施するにあたり、地域住民等に作業内容をお知らせするチラシの配布及び区長に説明し、理解と協力を得ること。

2 受注者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく発注者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに発注者に書面をもって報告しなければならない。

3 受注者は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。再委託先及び使用人等についても、当該の行為について十分指導監督すること。

4 再委託先及び使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

5 地域住民等との間に紛争等が生じた場合、受注者によって、それを解決しなければならない。

第16節 協力義務

- 1 受注者は、隣接業務又は関連業務の受注者と相互に協力し、業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、発注者の指示によりこれに協力しなければならない。

第17節 損害賠償及び補償

- 1 受注者は、下水道施設・貸与品に損害を与えた時は、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受注者の負担とする。
- 2 受注者は、業務の実施にあたり、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償における全責任を負わなければならない。

第18節 工程管理

- 1 受注者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。
- 2 業務の計画と実績に差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- 3 受注者は毎月初、月次報告書により、業務の進捗状況等を発注者に報告・協議するものとする。

第19節 業務事務所

- 1 受注者が業務を実施する事務所は、関係法令を遵守し、受注者自ら用意するものとする。ただし、その設置場所は愛知県内で、電話等で通報等を受けてから概ね1時間以内に現地到着できる位置でなければならない。
- 2 前項の事務所において業務の履行上必要となる土地・建物等使用料及び施設運営（電気、ガス、水道、下水道及び通信等）に係る使用料金、その他施設管理運営費については、受注者の負担とする。

第20節 機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受注者の責任と負担において準備しなければならない。受注者が準備すべき機材は、別紙7「準備機材」に示すものを標準とする。

第21節 打合せ及び記録

- 1 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せ・報告を行うものとし、その内容については、その都度必要に応じて打合せ記録簿を作成、発注者に提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 統括責任者は、打合せ・報告には原則出席しなければならない。
- 3 受注者は、前月に実施した作業内容について、月次報告書に作業日報を添付し発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により、発注者に事前に報告しなければならない。

第 2 2 節 貸与資料及び貸与品

- 1 発注者は以下の G I S データ等を受注者に貸与する。受注者はその他、業務の実施に必要な資料等があれば、その都度発注者と協議の上、決定するものとする。
 - (1) G I S データ：人孔、人孔背景、取付管、公共樹、管渠、流水方向
 - (2) データ形式：S h a p e 形式
 - (3) 測地系：世界測地系第Ⅶ系
 - (4) データベースの提供：あり
- 2 受注者は、前項の貸与を受けようとする時は、事前に資料・物品貸与申請書を発注者に提出し、その承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、貸与品等を紛失または損傷した場合には、速やかに発注者に報告し、受注者がこれを弁償する。

第 2 3 節 参考図書

業務の履行において参考とする図書は、別紙 8 「参考図書」に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

第 2 4 節 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請によるものとする。

第2章 安全管理

第1節 一般事項

- 1 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- 2 作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- 3 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

第2節 安全教育

- 1 受注者は、業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- 2 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

第3節 労働災害防止

- 1 受注者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- 2 マンホール、管渠等に入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素量や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、発注者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- 3 作業中、酸素量の低下や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、発注者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- 4 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導警備員を配置すること。
- 5 受注者は、高所又は墜落の危険がある場所で作業を行う場合、労働安全衛生法及び関連法令に基づき、安全帯を使用する等墜落による危険を防止するための措置を講じなければならない。

第4節 局地的な大雨に対する安全確保について

- 1 受注者は、局地的な大雨による増水に対し、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）（国土交通省作成 平成20年10月）」を参考にし、人命を最優先とした安全管理を行わなければならない。また、次の内容を安全管理計画として、業務計画書に記載し、その内容について作業員への周知を図らなければならない。
 - (1) 現場特性の事前把握
 - (2) 調査等の中止基準・再開基準の設定
- 2 以下のいずれかの場合には、直ちに調査等を中止し、地上に退避すること。
 - (1) 当該作業箇所又は上流部に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合
 - (2) 当該作業箇所又は上流部に降雨や雷が発生又は予想される場合
 - (3) 発注者が中止を指示した場合

また、受注者は上記に加え、現場特性（退避時間、退避条件、増水特性等）に応じた中止基準を設定すること。

3 迅速に退避するための対応

作業員が安全かつ迅速に退避できるよう、以下の事項について具体的な内容を定めなければならない。

(1) 退避手順の設定

受注者は定めた退避手順に基づき、業務着手前に避難訓練を実施し、退避時の対応の手順や情報伝達の確実性、退避時間等を検証すること。また、その記録を受注者に提出すること。

(2) 安全器具等の設置

(3) 情報収集と伝達方法

管渠内での作業中には、地上監視員を必ず配置して、気象等の情報収集を行い、状況を確実に作業員に伝達すること。

(4) 資機材の取扱い

退避に際しては、人命を最優先とし、資機材は存置すること。

4 日々の安全管理の徹底

調査等の開始前には、退避方法等について作業関係者全員に周知徹底を図ること。特に経験の浅い作業員や新規入場者への教育は徹底して行うこと。

第5節 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）に伴う臨機の措置について

受注者は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合には、速やかに作業中断の措置をとるとともに、継続的に地震関連情報の収集に努め、作業員や必要に応じて第三者に対して情報伝達を行い、避難場所や避難経路等の緊急避難措置の再確認を行うなど、人命を最優先とした安全管理を行わなければならない。

また、安全管理計画として、安全管理対策を業務計画書に記載し、その内容について作業員への周知を図らなければならない。

受注者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合には、速やかに作業を中断するとともに現場内の点検を行い、その状況を発注者に報告すること。

第6節 公衆災害防止

- 1 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- 2 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- 3 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- 4 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- 5 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を発注者に報告すること。

第7節 その他

- 1 受注者は、作業にあたって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- 2 万一、事故が発生した時は、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに発注者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- 3 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに発注者に届け出ること。

第3章 業務内容

第1節 共通

1 一般事項

- (1) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (2) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、直ちにこれを撤去すること。
- (3) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び発注者の公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受注者が発注者の指示に反して作業を続行した場合及び発注者が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがあるため、受注者はその指示に従うこと。
- (5) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。
- (7) 受注者は、点検・調査、清掃及び住民対応・事故対応等の各業務の結果について、維持管理情報としてデータベース化を行わなければならない。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。
- (8) 受注者は、「第2節 3 下水道台帳修正業務」に基づき、維持管理情報としてデータベース化したものを発注者の管理する下水道台帳システムに反映しなければならない。
- (9) 本業務で発生する廃棄物については、法令等に基づき適正に処分すること。
- (10) 清掃に用いる洗浄水については、受注者の責において準備し、必要な費用も受注者が負担するものとする。

第2節 計画策定等業務

1 維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務

受注者は本業務を実施するにあたって、契約日の翌日から28日以内に、「みよし市下水道事業ストックマネジメント計画」を基に履行期間中における下水道施設の維持管理業務の内容を網羅した維持管理計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

また、受注者は本業務において得られた巡視・点検、調査結果及び整理・蓄積した情報を基に毎年度維持管理計画について見直し・改善提案を行い、翌年度維持管理計画書を作成し、毎年度2月28日までに発注者の承諾を得ること。

また、毎月25日までに翌月の月間維持管理計画書を作成し、発注者の確認を得ること。

(1) 維持管理計画書

履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

- ア 維持管理方針と目標の設定
 - (ア) 維持管理の目的
 - (イ) 計画期間
 - (ウ) 目標指標・目標値の設定
- イ 現状維持管理状況の把握と課題整理
 - (ア) 対象施設の概要の整理
 - (イ) 現状の下水道施設の維持管理状況
- ウ 本管管路の点検調査計画
 - (ア) 重点路線の選定
 - (イ) 優先度の設定
 - (ウ) 点検調査頻度の設定
 - (エ) 短期的な点検調査計画の策定
- エ ポンプ場施設等の維持管理計画
 - (ア) 運転計画の策定
 - (イ) 作業計画の策定
- オ 上記以外の維持管理計画
 - (ア) 清掃計画
 - (イ) 苦情・事故発生時の対応計画
 - (ウ) 緊急時対応計画書
 - (エ) 維持管理体制の確保

- (2) 月間維持管理計画書
月間維持管理計画の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

2 修繕改築計画策定業務

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、5～7年程度における改築の優先順位を設定する。

実施計画ではどの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築について検討する。

- (1) 診断
診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、点検・調査等の結果から、以下の手順で実施する。
- ア 異常の程度の評価
異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。
 - イ 緊急度・健全度の判定
異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。
- (2) 対策の必要性検討
診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。
- (3) 修繕・改築の優先順位の検討
従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。
- (4) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけた施設について、修繕あるいは改築かを判定する。管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管・柵、マンホール蓋、マンホールポンプやポンプ場における電気設備・機械設備等）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕あるいは改築を判断する。

(5) 改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）あるいは長寿命化対策（更生工法）を選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(6) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(7) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や改築又は修繕に必要な事業量の算出と概ね5～7年程度の実施時期を設定する。

また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

(8) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1)～(7)の検討結果、他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

3 下水道台帳修正業務

発注者が保有する下水道台帳システムへ新設下水道施設の登録、既存台帳情報の加筆、維持管理情報の登録を行い、「下水道維持管理指針-2014年版-（公社）日本下水道協会」及び「下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き Ver. 5（公社）日本下水道協会」の図書に基づいて下水道台帳の調整を行う。

(1) 資料調査

発注者から貸与する竣工図等の既存資料を収集し、工事及び施設に関する下記の項目を調査するものとする。

ア 工事

事業区分、工事区分、工事名称、工事概要、施工位置、施工業者、工期、竣工年度、検査年月日等

イ 施設

(ア) 管渠

管種、管径、勾配、延長、管底高、管更生工法、補修履歴等

(イ) マンホール

種別、マンホール天端高、深さ、蓋取替年度、補修履歴等

(ウ) 取付管

管種、管径、延長、上流マンホールからの距離、補修履歴等

(エ) 柵

接続の有無、深さ、蓋径、蓋種別、補修履歴等

(2) 工事資料のスキャニング

既存施設に対する維持管理関連工事の資料は、システムへ関連図書として登録するためスキャニング作業を行う。工事別の関連図書は、完了届、位置図、完了写真、TVカメラ調査写真を対象とする。

(3) 基図の作成

背景地図として最新の電子都市計画図を利用することとする。

(4) 新規施設登録

新規施設の登録は、「(1) 資料調査」で調査された内容を、基図の上に入力編集し、施設図形を作成するものとする。

ア 管渠の入力方法は下記の事項とする。

- (ア) 管渠の施設図形は、上下流のマンホール及び流行方向を明確にして登録する。
- (イ) 管渠の施設図形は、システムの縦断面図作成機能及び上下流検索機能を利用できるように、上下流管渠及びマンホールと結合させる。
- (ウ) 管渠の寸法は内径及び内空寸法とし、延長はマンホール中心間とし、管底高はマンホール内壁部における高さとする。
- (エ) 管渠の管種、管径、形状、勾配、延長、管底高を表す文字は、マンホールとマンホールの間に表示させることを原則とする。

イ マンホールの入力方法は下記の事項とする。

- (ア) マンホールの施設図形は、竣工図に基づき基図上に正確に登録する。
- (イ) マンホールの施設図形は、種別ごとに凡例に基づいて表示させる。
- (ウ) マンホールの番号及び天端高を表示する文字は、マンホールより引き出した線に沿って表示させる。

ウ 取付管及び柵の入力方法は下記の事項とする。

- (ア) 取付管及び柵の施設図形は、竣工図に基づき基図上に正確に登録する。
- (イ) 取付管の管種、管径、上流マンホールからの距離を表す文字は、取付管の設置方向に沿って表示させることを原則とする。
- (ウ) 柵の施設図形は、種別ごとに凡例に基づいて表示させる。

(5) 既存台帳加筆

既存台帳加筆（維持管理関連工事登録）は、「(1) 資料調査」で調査された内容及び処理区の変更を踏まえ、施設及び工事区分別に、下記に示すとおり登録するものとする。

ア 管渠

(ア) 布設替

- a 対象管渠は太線で表示させる。
- b 対象管渠の管番号に「(布設替)」を付記する。
- c 対象管渠の属性情報に工事名、施工年度、施工会社を登録する。
- d 対象管渠に布設替工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、完了写真とする。
- e 布設替前の管渠はシステムから削除せず、線色を灰色に変更した上で別レイヤに登録し、管番号に「(撤去)」を付記した上で、システムにおいては非表示とする。
- f 布設替を行った管渠に接続する取付管及び桝では、属性情報の管番号に「(布設替)」を付記する。

(イ) 管更生

- a 対象管渠は太線で表示する。
- b 自立管で管更生を行った場合、管番号に「(管更生/自)」を付記する。
- c 複合管で管更生を行った場合、管番号に「(管更生/複)」を付記する。
- d 対象管渠の属性情報に工事年度、管更生の種別・工法を登録する。
- e 管更生を行った管渠に接続する取付管及び桝は、属性情報の管番号に「(管更生/自)」もしくは「(管更生/複)」を付記する。
- f 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所
- g 工事毎に対象管渠を表示させるため、工事情報と対象管渠をリンク付けする。
- h 工事情報に管更生工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、TVカメラ調査写真とする。ただし、TVカメラ調査写真がない場合、完了写真をリンク付けする。

(ウ) 補修

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所
- b 工事毎に対象管渠を表示させるため、工事情報と対象管渠をリンク付けする。
- c 工事情報に補修工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、TVカメラ調査写真とする。ただし、TVカメラ調査写真がない場合、完了写真をリンク付けする。

(エ) 清掃調査

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所

- b 工事毎に対象管渠を表示させるため、工事情報と対象管渠をリンク付けする。
 - c 工事情報に清掃調査の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、TVカメラ調査写真とする。ただし、TVカメラ調査写真がない場合、完了写真をリンク付けする。
- (㍑) TVカメラ調査
 - a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所
 - b 工事毎に対象管渠を表示させるため、工事情報と対象管渠をリンク付けする。
 - c 工事情報へTVカメラ調査の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、TVカメラ調査写真とする。
- (㍒) 撤去
 - a 撤去した管渠はシステムから削除せず、線色を灰色に変更した上で別レイヤに登録し、システムにおいては非表示とする。
 - b 撤去した管渠の管番号に「(撤去)」を付記する。
- (㍓) 残置
 - a 使用を廃止し現地に残置することとなった管渠は、システムから削除せず、線色を灰色に変更した上で別レイヤに登録し、システムにおいては非表示とする。
 - b 残置した管渠の管番号に「(残置)」を付記する。
- イ マンホール
 - (㍔) 蓋取替
 - a 対象マンホールのシンボルマーク色を赤色へ変更する。
 - b マンホール番号に「(蓋取替)」を付記する。
 - c 対象マンホールの属性情報に、蓋取替年度を登録する。
 - d 対象マンホールに蓋取替工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、完了写真とする。
 - e 蓋取替を行ったマンホールに接続する上下流管渠では、属性情報のマンホール番号に「(蓋取替)」を付記する。
 - (㍕) 補修
 - a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所

- b 工事毎に対象マンホールを表示させるため、工事情報と対象マンホールをリンク付けする。
- c 工事情報に補修工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、完了写真とする。

(ウ) 撤去

- a 撤去したマンホールはシステムから削除せず、シンボルマーク色を灰色に変更した上で別レイヤに登録し、システムにおいては非表示とする。
- b マンホール番号に「(撤去)」を付記する。

ウ 取付管

(イ) 取替

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日（みよし市発注工事）、引継年月日（承認工事）、処理区、工事場所
- b 工事毎に対象取付管を表示させるため、工事情報と対象取付管をリンク付けする。
- c 工事情報に取替工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、完了写真とする。

(ロ) 補修

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所
- b 工事毎に対象取付管を表示させるため、工事情報と対象取付管をリンク付けする。
- c 工事情報に補修工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、TVカメラ調査写真とする。ただし、TVカメラ調査写真がない場合、完了写真をリンク付けする。

(ハ) 清掃調査

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所
- b 工事毎に対象取付管を表示させるため、工事情報と対象取付管をリンク付けする。
- c 工事情報に清掃調査の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、TVカメラ調査写真とする。ただし、TVカメラ調査写真がない場合、完了写真をリンク付けする。

(ニ) TVカメラ調査

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所

- b 工事毎に対象取付管を表示させるため、工事情報と対象取付管をリンク付けする。
- c 工事情報へTVカメラ調査の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、TVカメラ調査写真とする。

(オ) 撤去

- a 撤去した取付管はシステムから削除せず、線色を灰色に変更した上で別レイヤに登録し、システムにおいては非表示とする。

エ 樹

(ア) 取替

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日（みよし市発注工事）、引継年月日（承認工事）、処理区、工事場所
- b 工事毎に対象樹を表示させるため、工事情報と対象樹をリンク付けする。
- c 工事情報に取替工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、完了写真とする。

(イ) 補修

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所
- b 工事毎に対象樹を表示させるため、工事情報と対象樹をリンク付けする。
- c 工事情報に補修工事の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、完了写真とする。

(ウ) 清掃調査

- a 工事内容として以下に示す項目を、工事情報として登録する。
工事年度、工事区分、工事名、施工会社、工期、工事数量、検査年月日、処理区、工事場所
- b 工事毎に対象樹を表示させるため、工事情報と対象樹をリンク付けする。
- c 工事情報に清掃調査の関連図書をリンク付けする。リンク付けする関連図書は、完了届、位置図、完了写真とする。

(エ) 撤去

- a 樹を撤去するものの取付管を残置する場合、シンボルマークを凡例に従いキャップ止めの表示とする。また、樹の属性情報の備考において、撤去年度を登録する
- b 樹を取付管と共に撤去した場合、撤去した樹はシステムから削除せず、シンボルマークの色を灰色に変更した上で別レイヤに登録し、システムにおいては非表示とする。

点検・調査事業量は汚水・雨水の区分別、事業種別、施設区分別(管渠、マンホール、マンホール蓋)に推計する。

(6) 打ち合わせ

打ち合わせの回数は、初回、中間及び完了の、少なくとも3回実施するものとする。ただし、中間に関しては、リモート等でも可とする。

(7) システムの故障

施設データ入力後において、万一既存のシステムが故障を引き起こした場合に、受注者の責任において無償で対応するものとする。

ただし、発注者の責任によるシステムの物理的破損や紛失により使用不能となった場合には、発注者の責任において対応するものとする。

また、ハードウェアに関わる障害に対しては、受注者は責任を負わないものとする。

(8) 調書作成

下水道台帳に登録した情報を用いて、以下の調書を作成するものとする。

- ア 総括調書
- イ 管渠調書
- ウ マンホール調書
- エ 枺・取付管調書

第3節 点検・調査及び清掃等業務

1 点検・調査業務

(1) 実施箇所及び実施数量

巡視・点検、調査の実施箇所及び実施数量は、別紙1による。

(2) 作業時間

巡視・点検、調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 調査機材

巡視・点検、調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(4) 巡視・点検、調査等の項目及び内容

巡視・点検、調査等の項目及び内容は、「下水道維持管理指針 実務編（公益社団法人日本下水道協会）」に原則に基づくこと。「下水道維持管理指針 実務編」に記載のないものは、「下水道管路施設維持管理マニュアル（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）」に原則に基づくこと。

(5) 巡視・点検

ア 管路施設が埋設されている地表や、マンホール部及びその内部を地表より点検を行うものである。

イ 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行う。

(6) マンホール点検調査

ア マンホールに入らず、地上部より、マンホール内のインバートの洗堀、不同沈下、側塊や側壁のクラックやずれ、土砂等の堆積及び接続管渠の管口等のマンホール及び本管の異常の有無を、点検ミラーとライトを用い可視範囲を目視により点検する。

(7) マンホール目視調査

ア マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管渠の布設状況、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

イ 写真は、調査月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

(8) 管口カメラ調査

ア マンホールに入らず、地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、管口カメラを用いて可視範囲を目視により点検する。マンホール内にロッド付きカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内及び接続されている本管内の状況を調査員がモニターを見ながら点検する。

(9) 簡易直視型カメラ調査

ア 管渠内調査用の自走式テレビカメラで上流マンホールから下流マンホールへ移動させながら、管内を止まることなく一定のスピードで直視撮影し、本管の異常の有無を点検する。

(10) 展開広角カメラ調査

- ア 事前に管内洗浄を実施したのちに調査を行うこと。管内洗浄は高圧洗浄車による洗浄を標準とし、吸泥車は使用しない。ただし、管内に土砂等の堆積がある場合は、別途、委託者と協議すること。
 - イ 原則として上流マンホールから自走式テレビカメラを挿入し、下流マンホールへ移動させながら、管内を止まることなく一定のスピードで直視撮影し、画像処理技術を用いて管軸方向に展開図化し、異常の有無を調査する。
 - ウ 展開広角カメラ調査の結果を整理し、報告書としてまとめる。
 - エ 撮影内容及び方法の変更が生じた場合は、事前に委託者と協議し、その承諾を得なければならない。
- (11) 本管潜行目視調査
- ア 管路施設に直接調査員が入って、目視により管内の性状を調査する。調査対象は管径800mm以上の本管である。
 - イ 堆積物等の影響で調査不可能となる場合は、発注者と協議の上、支障物の撤去・洗浄作業を行うこと。
 - ウ 本管の調査は、原則として上流から下流に向かって行うこと。
 - エ 本管内及び取付管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
 - オ 写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、異常箇所は全て写真撮影すること。
 - カ 調査において安全性が確保できない場合は、発注者と協議の上、テレビカメラ調査等の実施を検討するものとする。
- (12) 本管TVカメラ調査
- ア 調査前に管内洗浄を実施すること。支障物等の影響でカメラ車が走行不可能と発注者が判断した場合は、協議の上、支障物の撤去作業を行うこと。
 - イ 上流マンホールから自走式テレビカメラを挿入し、テレビカメラを移動させながら、管の破損、継ぎ手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意し全区間撮影（カラー）を行う。異常箇所及び取付管口等の必要箇所については側視撮影（カラー）を行うものとする。
 - ウ 撮影内容及び方法の変更は事前に発注者と協議し、その承諾を得なければならない。
- (13) 大口径TVカメラ調査
- ア 大口径TVカメラ調査とは、800mm以上の本管で1スパン100m以上の管路に採用するものである。また、流量が多い場合や有毒ガス発生の恐れ等

があり、潜行目視調査による安全性が確保されない場合には、発注者と協議の上、大口径TVカメラ調査に変更できるものとする。

イ 堆積物等の影響でカメラ車が走行不可能となる場合や洗浄を行わないと状況が明らかにならないと発注者が判断した場合は、協議の上、支障物の撤去・洗浄作業を行うこと。

ウ 本管の調査は、原則として上流から下流に向けカメラを移動させながら、途中カットすることなく連続撮影を行うこと。

エ 本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像を得ること。

オ 本管内及び取付管の異常箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

カ 管内に異常が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に発注者と協議し、その承諾を得なければならない。

(14) 油脂閉塞予防調査

飲食店等から放流される汚水に含まれる油による污水管の閉塞を未然に防ぐために、調査を行うものである。

ア マンホールに入らず、地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、点検ミラーとライトを用い可視範囲を目視により点検する。また、状況に応じて管口カメラを用いた点検を実施する。

イ 調査の続行が困難となったときは、直ちに発注者に報告し、指示を受けるものとする。この場合においても、上下流から調査する等調査の完遂に努め、その原因状況を把握する。

ウ 履行期間中の新たな油脂閉塞発生や店舗の閉店等により、調査箇所は増減する場合がある。

(15) 木根等侵入閉塞予防調査

木根等による污水管の閉塞を未然に防ぐために、調査を行うものである。

ア マンホールに入らず、地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、点検ミラーとライトを用い可視範囲を目視により点検する。また、状況に応じて管口カメラを用いた点検を実施する。

イ 調査の続行が困難となったときは、直ちに発注者に報告し、指示を受けるものとする。この場合においても、上下流から調査する等調査の完遂に努め、その原因状況を把握する。

ウ 履行期間中に調査箇所は増減する場合がある。

(16) 逆流防止ゲート点検業務

ア 河川横断部に設置されている逆流防止ゲートの異常の有無をマンホール内に調査員が入り目視により点検する。ゲートの開閉に対する障害物や支障の有無、設備の状態の確認、給油脂・潤滑の状況、塗装の異常等に注意して点検を実施し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

イ 写真は、調査月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

(17) 調整池巡視工

ア 調整池内の巡視を行い、調整池が正常に機能しているか点検を行う。調整池護岸等設備の破損の有無、オリフィス、余水吐及びスクリーンの塵芥の付着の

有無、ポンプ施設の稼働状況等に注意して点検を実施し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

イ 写真は、調査月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

ウ 巡視対象箇所は、発注者と協議し決定する。

(18) 異常時の処置

ア 調査の続行が困難になった場合は、直ちに発注者に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

イ 調査時に明らかな異常が発見された場合は発注者に報告し判断を確認する。緊急度の高い異常状況については必要に応じて管路内清掃とカメラ調査の実施を行う。

(19) 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して発注者に提出すること。

ア 撮影は、調査1日あたり1箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、発注者が指定する内容について行うこと。

イ 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。

ウ 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

エ 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とすること。

(20) 報告書の作成

受注者は、別紙9「巡視・点検、調査業務報告書記載要領」に従い、報告書を作成すること。また、点検・調査等のデータ蓄積について、発注者の指示を受けて対応すること。

2 清掃業務

(1) 実施箇所及び実施数量

清掃の実施箇所及び実施数量については、別紙1による。

(2) 作業時間

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 使用機材

清掃に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように受注者で常備しておくこと。また、管路清掃に用いる洗浄水については、受注者の負担とする。

(4) 伏越管路及び伏越マンホール清掃（汚水）

- ア 伏越管路及び伏越マンホールの清掃については、流入室及び流出室、伏越管路ともに清掃をすること。伏越室内に結露水がある場合は汲み上げて適正に処理すること。
 - イ 伏越室、伏越管内の清掃前の汚水（うわ水）は、下流人孔に流入させて構わない。しかし、汚泥、油脂等については強力吸引車等にて吸引すること。
 - ウ 伏越管路の清掃は下流側伏越室内のフランジを外し、管内汚水をすべて抜いてから高圧水による洗浄を行うこと。管内清掃後フランジ蓋を復旧し、伏越室内を高圧水にて洗浄すること。
- (5) マンホールポンプ清掃
- ア 清掃実施箇所は毎年度、発注者から提示するものとする。
 - イ マンホールポンプの清掃については、発注者が別途契約している「公共下水道施設管理業務委託（三好処理区）」、「北部地区農業集落排水処理施設管理業務委託（福谷、新田根浦、苅生処理区）」、「南部地区農業集落排水処理施設管理業務委託（明知、福田処理区）」、「打越地区農業集落排水処理施設管理業務委託（打越処理区）」、「コミュニティ・プラント処理施設管理業務委託（明知上、南台処理区）」の受注者（以下「施設維持管理業者」という。）の立会いの下、作業を実施すること。
 - ウ 清掃作業前に、施設維持管理業者がポンプを操作し槽内汚水汲み切り後、高圧水にて洗浄する。その後、強力吸引車等にて全量吸引すること。
 - エ 施設維持管理業者の協力の元、清掃後ポンプの動作確認にて異常がないことを確認すること。
 - オ 槽内に汚水の流入が激しいときは、止水栓にて閉塞し作業を行うこと。
 - カ ポンプのケーブル取り出し部、フロートスイッチ等機器類が損傷しないように注意すること。
- (6) 雨水管理施設（サイホン、スクリーン）清掃等業務
- ア 開水路（雨水幹線）に設置されているスクリーンを巡視し、排水の妨げとなる障害物の撤去を行うこと。また、水路内に堆積する泥土についても浚渫を行うこと。
 - イ 受注者は、スクリーンの清掃時期及びその頻度について、発注者と協議の上、決定すること。
 - ウ サイホン部の清掃については、流入室及び流出室、管路ともに清掃をすること。伏越室内に結露水がある場合は汲み上げて適正に処理すること。
 - エ 伏越室、伏越管内の清掃前のうわ水は、下流人孔に流入させて構わない。しかし、泥土等については強力吸引車等にて吸引すること。
 - オ 障害物等の収集運搬及び処分は別紙 12「ごみ類等管理障害物の収集運搬及び処分仕様書」によること。
- (7) 汚泥・泥土処分
- ア 下水汚泥等の収集運搬及び処分は別紙 11「下水汚泥等の収集運搬及び処分仕様書」によること。
 - イ 農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設から発生した汚泥については、一般廃棄物となるため、発注者が別途契約している「農業集落排水濃縮汚泥収集運搬業務委託」並びに「コミュニティ・プラント濃縮汚泥収集運搬業務委託」によること。収集運搬については、上記委託受注者と調整の上、実施すること。
 - ウ 清掃により回収した汚泥・泥土について比重は、1 m³当り 1 t として換算すること。
- （中間処分業者等の計量伝票等で t 又は k g で表記されている場合に適用する）

- (8) 作業記録写真
前項「1 点検・調査業務」に準ずる。

第4節 施設維持管理業務

1 公共下水道施設管理業務

(1) 業務の場所及び対象設備

別紙1のとおり

(2) 業務内容

- ア 各種機器の運転、管理、監視及び記録
- イ 各種機器の点検、調整、整備、清掃及び記録
- ウ 中継ポンプ場等の圧送先のマンホールの点検及び記録（1回／3か月）
- エ 軽易な修理造作
- オ 自家発電機の点検、調整、整備及び記録
- カ 施設の警備、防火及び清掃（植栽管理）
- キ 受注者が指示する箇所へのマンホールポンプ槽内清掃
- ク その他上記事項の関連指示事項

(3) 業務期間

業務の期間は、次のとおりとする。

点検等に従事する期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

点検頻度：各施設月1回点検9：00～17：00、未稼働ポンプは2回／年

(4) 緊急事態発生時の対応

- ア 大雨、台風及び地震等による緊急事態発生に備え、連絡網を編成し、所要の人員を現場に配置させるとともに、応急措置に対する準備をしておかなければならない。
- イ 緊急事態が発生したときは、非常配備計画に従い、速やかに作業員を所定の場所に配置しなければならない。また、初期対応として、おおむね1時間以内に応急復旧を開始する体制を確保しなければならない。
- ウ 前項に規定する非常配備計画は、以下のとおりとする。
 - (ア) 大雨・洪水・暴風注意報及び震度3以下の地震が発生した場合は、非常通報装置による監視体制とし、状況に応じて現地にて情報収集を行うものとする。
 - (イ) 大雨・洪水・暴風警報及び震度4以上の地震が発生した場合は、現場にて情報収集を行い、現場の警備等を行うものとする。
 - (ウ) 当該処理区において災害が発生し、施設に被害が発生又は被害が予測される場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(5) 運転日及び運転時間

運転は原則として毎日24時間運転とする。

(6) 各種機器の運転

- ア 受注者は、業務の範囲において各種機器の取扱いを十分理解し、運転計画に沿って一切の運転操作を適正に行わなければならない。なお、各種機器の操作は、主として操作室で行うものであるが、特に機器の性能及び機構上必要なものについては、現場で操作及び管理をしなければならない。
- イ 集中豪雨、台風等の異常時は、流入水量及び停電の有無等の状況を、速やかに受注者に報告しなければならない。
- ウ 集中豪雨、悪水の流入等における非常時の運転については、受注者に報告するとともに、的確に対処しなければならない。
- エ 管理上必要な措置を講ずるため、運転を停止する時又は再開する時は、受注者の承諾を得るものとする。

(7) 点検整備

- ア 受注者は、事故等を防止するとともに、各種機器の適正な耐用を維持するため、日常及び定期に点検整備を行わなければならない。
- イ 日常点検は、外観等施設の観察をし、異常を発見した場合はその経過を記録し、速やかに受注者に報告しなければならない。
- ウ 定期点検は、受注者と協議し決定した点検計画に従って点検を行い、その結果を受注者に報告しなければならない。ただし、特殊な精密点検は除くものとする。
- エ 計測器の調整・給油、消耗品の交換・補充・清掃及び小塗装等、常に各種機器が正常に稼働するよう整備に努め、必要に応じて保護装置の作動確認及び分解整備を行い、その内容を受注者に報告しなければならない。
- オ その他消耗品等について
- （ア） 小修理に必要な機材等（ペンキ、ウェース、ヒューズ等）
- （イ） その他（蛍光管、各記録用紙、油等）
- カ 機器の定期更新及び修繕を行う際は、その施工業者と緊密な打ち合わせをし、作業に協力しなければならない。
- キ 受注者は機器の耐用年数を加味した整備計画表を毎年6月末日までに作成し発注者に提出しなければならない。
- ク 軽修理及び軽造作
- ケ 受注者は、点検整備により発見した不良箇所又は事故・故障による破損箇所のうち、備え付け工具及び支給材料等を用いて現場で修理可能なものについては、修理内容を受注者と協議し、承諾を受けた後に処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに受注者に報告するものとする。
- コ 受注者は、不備のある設備又は安全対策用設備のうち軽易な設置・改良については、受注者と協議した上で造作しなければならない。
- (8) 運転効率調査
- 受注者は、運転効率を高め適切な管理指標を得るため、月に1回以上、必要に応じてデータの整理及び必要な各種試験を行い、その結果を受注者に報告しなければならない。
- (9) 有資格者による作業
- 電気工作物・危険物等の取り扱いは、関係法令に従って選任技術者の指示により有資格者において取り扱い作業を行い、保護具の使用等その安全対策に十分注意を払い従事させることとする。また、労働災害が生じた場合の対策として、救護作業・通報連絡等の訓練を行わなければならない。
- (10) 火災防止
- 施設の火災を未然に防止するため、各箇所に火元責任者を選出し、火気の正確な取り扱い及び後始末を徹底させ、火災を予防するとともに消火訓練を定期的に行わなければならない。また、年2回消防施設（避難誘導灯、消火器等）を専門的に点検し報告書を提出しなければならない。
- (11) 警備及び盗難の防止
- 受注者は、現場における施設・設備機器・工具類の盗難及び侵入者の防止については、十分監視に努め、業務場所の警備をしなければならない。
- (12) 清掃整理
- 受注者は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を常に清掃し、不用な物品等を整理しなければならない。
- (13) 使用車両
- 受注者が業務に使用する車は、受注者が準備するものとする。

(14) 事務室等の使用

事務室等の使用については、次のとおりとする。

ア 業務処理に必要な事務室等は、所要の部屋を貸与するものとするが、清掃等の使用上の管理及び破損・汚損等の弁償は、受注者の負担とする。

イ 事務室等の使用に先立ち、受注者に使用形態等の計画を提出し、使用形態等の変更があれば事前に申し出ることとする。

(15) 完成図書・工具等の貸与

完成図書・工具等の貸与については、次のとおりとする。

ア 業務遂行上、必要と認めた完成図書・工具・試験器具その他備品類については貸与するが、作業員の安全衛生対策用器具については、原則として受注者が備えるものとする。

イ 貸与品については、台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損・盗難・紛失等があった場合は、受注者が弁償するものとする。

(16) 非常通報装置の使用

非常通報装置の使用については、次のとおりとする。

ア 業務に必要な受注者監視センター及び業務施設の受信設備及び送信設備については貸与とするが、受注者監視センターの受信設備設置に係る費用については、受注者の負担とする。

イ 非常通報装置の使用に先立ち、受注者に使用計画を提出することとする。

2 雨水ポンプ場等施設管理業務

(1) 業務の場所及び対象設備

業務の場所及び主な業務対象設備は別紙 1 のとおりとする。

(2) 業務の内容

ア 雨水ポンプ場等施設管理業務

- (ア) 各種機器の管理、監視及び記録
- (イ) 必要に応じた手動による各種機器の運転、管理、監視及び記録
- (ウ) 各種機器の点検、調整、整備及び記録
- (エ) 軽易な修理造作
- (オ) 各施設の警備、防火及び清掃及び整頓業務
- (カ) 自家用発電機の点検、調整、整備及び記録
- (キ) 吐口及び樋門の巡視点検、清掃（随時）
- (ク) 調整池に設置されている排水ポンプの稼働点検（月 2 回）
- (ケ) 雨水貯留施設の水位点検及びポンプの手動操作による雨水排水（降雨後、晴天時に排水する）
- (コ) 雨水貯留施設に設置されている排水ポンプの稼働点検（月 1 回）
- (サ) 雨水貯留施設の水槽の点検（月 1 回）
- (シ) その他上記事項の関連指示事項

イ その他管理業務

- (ア) 樹木の剪定。（随時）
- (イ) 芝生の刈込（刈高 5 cm 以内）及び除草。（刈込年 5 回、除草年 10 回）
- (ウ) 雨水ポンプ場内及び外周の巡回（随時）
- (エ) 雨水ポンプ場調整池内の清掃（随時）
- (オ) ポンプ施設の吐口及び東側農道法面の草刈及び除草（年 5 回）

ウ 点検項目

業務にあたって、事前に点検の種類毎（定期点検（月点検・年点検））の設備の実態に合わせた点検項目を選定し、事前に監督員の了解を得るものとし、定期点検はこれに従い実施するものとする。点検項目は、「下水道維持管理指針」（社団法人日本下水道協会）、「揚排水機場設備点検・整備指針（案）同解説」、「揚排水機場設備点検・整備実務要領」（改訂版 H14 発刊）（社団法人河川ポンプ施設技術協会）、「下水処理場管理の手引き」（日本下水道事業団事業統括部）をもとに施設の機能・設備に合わせ選定するものとする。

(3) 業務期間

業務の期間は、次のとおりとする。

ア 共通

点検等に従事する期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

イ 福田第 2 雨水ポンプ場

- (ア) 月点検：年 23 回（69 回／3 年）
（月に 2 回。ただし、6 月は年点検を実施するため月 1 回。9：00～17：00）
- (イ) 年点検：年 1 回（6 月に実施。9：00～17：00）
※ 点検の間隔は 14 日以上確保するものとする。

ウ 福田池下調整池排水ポンプ

月点検：年 24 回（72 回／3 年）
（月に 2 回。9：00～17：00）

※ 点検の間隔は14日以上確保するものとする。

- エ 中部調整池排水ポンプ
月点検：年24回（72回／3年）
（月に2回。9：00～17：00）
- オ 平池貯留施設
月点検：年12回（36回／3年）
（月に1回。9：00～17：00）
- (4) 災害時による緊急事態発生時の対応
 - ア 大雨、台風及び地震等による緊急事態発生に備え、連絡網を編成し、所要の人員を現場に配置させる計画を作成するとともに、応急措置に対する準備をしておかなければならない。
 - イ 災害等による緊急事態が発生したときは、災害配備計画に従い、速やかに作業員を所定の場所に配置しなければならない。また、初期対応として、1時間以内に現地に到着し、応急復旧を開始する体制を確保しなければならない。なお、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な処置を講じ、二次災害の防止に努めること。
 - ウ 前項に規定する災害配備計画は、以下のとおりとする。
 - (ア) 大雨・洪水・暴風注意報及び震度3以下の地震が発生した場合は、非常通報装置による監視体制とし、状況に応じて現地にて情報収集を行うものとする。
 - (イ) 大雨・洪水・暴風警報及び震度4以上の地震が発生した場合は、現場にて情報収集を行い、現場の警備等を行うものとする。
 - (ウ) 排水区域において災害が発生し、施設に被害が発生又は被害が予測される場合は、直ちに監督員に報告するものとする。なお、二次災害の恐れがある場合は、適切な処置を講じ、二次災害の防止に努めること。
 - エ 受注者は、緊急事態対応の結果について、作業完了後、速やかに発注者に報告書を提出すること。
- (5) 機器の故障等による異常事態発生時の対応
 - ア 機器の故障等の原因による異常事態発生に備え、連絡網を編成し、所要の人員を現場に配置させる計画を作成するとともに、応急措置に対する準備をしておかなければならない。
 - イ 機器の故障等により異常事態が発生したときは、非常配備計画に従い、速やかに作業員を所定の場所に配置しなければならない。また、初期対応として、非常通報装置などからの連絡があってから、1時間以内に現地に到着し、応急復旧を開始する体制を確保しなければならない。なお、作業にあたっては、被害を最小限度に止めるために必要な措置を講じること。
 - ウ 前項に規定する非常配備計画は、以下のとおりとする。
 - (ア) 機器の故障等により異常が発生した場合は、現場にて情報収集を行い、現場の警備、応急対応等を行うものとする。なお、作業にあたっては、被害を最小限度に止めるために必要な措置を講じること。
 - (イ) 機器の故障等により発生した異常が原因で、当該処理区において周辺に被害が発生又は被害が予想される場合は、直ちに監督員に報告するものとする。
 - エ 受注者は、異常事態対応の結果について、作業完了後、速やかに発注者に報告書を提出すること。
- (6) 各種機器の運転
各種機器の運転については、次のとおりとする。

- ア 受注者は、業務の範囲において各種機器の取扱いを十分理解し、作業計画に沿って一切の業務を適正に行わなければならない。なお、各種機器の操作は、主として自動運転によるが、必要に応じて操作室若しくは現場で手動操作を行い、特に機器の性能及び機構上必要なものについては、現場で操作及び管理をしなければならない。
 - イ 受注者は、雨水ポンプ場等施設の運転に支障がないよう、スクリーン等の清掃を適正に行わなければならない。
 - ウ 集中豪雨、台風等の緊急時は、停電の有無等の状況を、速やかに発注者に報告しなければならない。
 - エ 管理上必要な措置を講ずるため、自動運転から手動運転に切り替える時又は手動運転から自動運転に切り替える時は、発注者の承諾を得るものとする。
 - オ 受注者は、樋門（樋管）を操作する場合、「福田第2雨水ポンプ場操作規則（境川流域排水調整に関する操作規則）」並びに「境川・猿渡川水系 境川 みよし市福田第2雨水ポンプ場樋門（樋管）操作要領」に基づいて操作を行うものとする。
- (7) 保守点検
- 保守点検は雨水ポンプ場等施設を常に運転（操作）可能な状態に維持することを目的とし、次に示す内容で行うものとする。
- ア 事故等を防止するとともに、各種機器の適正な耐用を維持するため、定期に点検整備を行わなければならない。
 - イ 発注者と協議し決定した保守点検計画に基づき、機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握するとともに、機器の動作確認を行わなければならない。
 - ウ 自社で点検ができない特殊な設備・部品については、必要に応じて製造メーカー等による点検を実施しなければならない。
 - エ 保守点検結果を発注者に報告しなければならない。ただし、特殊な精密点検は除くものとする。
 - オ 外観等施設の観察をし、異常を発見した場合はその経過を記録し、速やかに発注者に報告しなければならない。また、草刈、側溝の浚渫及び施設内部の清掃を行い、施設及びその周辺を清潔に保たなければならない。また、機械電気関係部品及び工具類の整理整頓保管を行わなければならない。
 - カ 計測器の調整・給油・錆止め・水及び油漏れの防止・消耗品の交換・補充・清掃及び小塗装等、常に各種機器が正常に稼働するよう整備に努め、必要に応じて保護装置の作動確認及び分解整備を行い、その内容を発注者に報告しなければならない。
 - キ 消耗品等について
 - (ア) 小修理に必要な機材等（ペンキ、ウェース、ヒューズ等）
 - (イ) その他（蛍光管、各記録用紙、油等）
 - ク 機器の定期更新及び修繕を行う際は、その施工業者と緊密な打ち合わせをし、作業に協力しなければならない。
 - ケ 受注者は機器の耐用年数を加味した整備計画表を毎年6月末日までに作成し発注者に提出しなければならない。
- (8) 軽修理及び軽造作
- 修理及び造作については、次のとおりとする。
- ア 受注者は、点検整備により発見した不良箇所又は事故・故障による破損箇所のうち、備え付け工具及び支給材料等を用いて現場で修理可能なものについては、修理内容を発注者と協議し、承諾を受けた後に処置しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに発注者に報告するものとする。

- イ 受注者は、不備のある設備又は安全対策用設備のうち軽易な設置・改良については、発注者と協議した上で造作しなければならない。

(9) 重油の補給

自家用発電機の燃料については、次のとおりとする。

- ア 災害時に必要とされる重油燃料は、必要に応じて補給を行うため、保守点検時に在庫量を確認しなければならない。
- イ 在庫量が減少している場合は発注者の指示を受け、適切に補給しなければならない。

(10) 有資格者による作業

電気工作物・危険物等の取り扱い、関係法令に従って有資格者の指示により有資格者において取り扱い作業を行い、保護具の使用等その安全対策に十分注意を払い従事させることとする。また、労働災害が生じた場合の対策として、救護作業・通報連絡等の訓練を年1回行わなければならない。

(11) 火災防止

福田第2雨水ポンプ場については、施設の火災を未然に防止するため、火元責任者を選出し、火気の正確な取り扱い及び後始末を徹底させ、火災を予防するとともに消火訓練を年1回行わなければならない。また、年2回消防施設（避難誘導灯、消火器等）を専門的に点検し報告書を提出しなければならない。

(12) 警備及び盗難の防止

受注者は、現場における施設・設備機器・工具類の盗難及び侵入者の防止について十分監視し、業務場所の警備をしなければならない。

(13) 使用車両

受注者が業務に使用する車両等は、受注者が準備するものとする。

(14) 事務室等の使用

事務室等の使用については、次のとおりとする。

- ア 業務処理に必要な事務室等は、所要の部屋を貸与するものとするが、清掃等の使用上の管理及び破損・汚損等の弁償は、受注者の負担とする。
- イ 事務室等で掲示物等を設置する際は発注者の承諾を得るものとする。

(15) 完成図書・工具等の貸与

完成図書・工具等の貸与については、次のとおりとする。

- ア 業務遂行上、必要と認めた完成図書・工具・試験器具その他備品類については貸与するが、作業員の安全衛生対策用器具については、原則として受注者が備えるものとする。
- イ 貸与品については、その保管状況を常に把握し、破損・盗難・紛失等があった場合は、受注者が弁償するものとする。

(16) 非常通報装置の使用

非常通報装置の使用については、次のとおりとする。

- ア 業務に必要な業務施設の受信設備及び送信設備については貸与とするが、受信設備設置に係る費用については、受注者の負担とする。
- イ 福田第2雨水ポンプ場並びに福田池下調整池排水ポンプに設置されている遠隔監視装置については、リース契約をしており、遠隔監視装置賃借料については本業務費に含まれている。

第5節 その他業務

1 住民対応・事故対応業務

(1) 実施区域

住民対応・事故対応業務の実施区域は、別紙1による。

(2) 業務内容

ア 住民対応業務

- (ア) 苦情等の記録整理、発注者への報告
- (イ) 原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、発注者への報告
- (ウ) 現場における住民等への説明
- (エ) 必要に応じて発注者側が原因であった場合の処置・報告

イ 事故対応業務

- (ア) 苦情等の記録整理、発注者への報告（巡視、点検・調査等に発見した事故・閉塞等も含む）
- (イ) 原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、発注者への報告
- (ウ) 現場における住民への説明
- (エ) 発注者側が原因であった場合の処置・報告

(3) その他

- ア 受注者は、住民対応及び事故対応業務における体制を定め、発注者に届け出なければならない。
- イ 受注者は、住民対応及び事故対応業務における確認事項、対応・措置、報告等について、発注者と事前に調整・確認を行うものとする。
- ウ 受注者は、発注者及び住民から連絡の連絡を24時間全日受付が可能な体制をとり、その要請により、速やかに対応できる体制を整えるものとする。なお、連絡を受けてから1時間以内に現地へ急行できる体制をとるものとする。
- エ 受注者は、異常の原因が公共下水道以外の施設維持管理業者の管理する下水道施設等によるもの（農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントのマンホールポンプの異常等）と考えられる場合は、速やかに施設維持管理業者並びに発注者へ報告を行うこと。現地へ施設維持管理業者が到着後、現地状況についての引継ぎを行い、引継ぎ終了後に発注者へ報告を行うこと。
- オ 受注者は、住民対応及び事故対応の結果について、作業完了後、速やかに発注者に報告書を提出すること。

2 ユーティリティ管理業務

(1) 対象施設

発注者の所有する以下の施設を対象とし、対象施設の場所は別紙1のとおりとする。

ア 汚水ポンプ場 3機場

イ 雨水ポンプ場 1機場

ウ マンホールポンプ 66機場（農業集落排水施設（明知、福谷）の公共下水道への切替により、令和10年度は86機場）

エ 雨水マンホールポンプ 1機場

オ 雨水管理施設 3施設

(2) 対象期間

令和8年5月請求分から令和11年3月請求分までとし、令和8年4月請求分については、発注者が支払うものとする。

(3) 業務内容

ア 対象期間内に請求のある発注者の所有する「(1) 対象施設」の運用に係る電気料金、通信料金、上下水道料金について、発注者の代わりに受注者が支払うものとする。なお、ユーティリティの調達に関しては発注者が行う。

本業務で見込んでいるユーティリティ費用（消費税及び地方消費税抜）については、以下のとおりとする。

分類		電気	通信	水道	下水道
汚水中継ポンプ場	料金	2,885,509 円/年	84,827 円/年	74,286 円/年	—
	使用量	91,518kWh/年	—	38m3/年	—
雨水中継ポンプ場	料金	1,188,904 円/年	28,946 円/年	24,360 円/年	11,460 円/年
	使用量	22,404kWh	—	6m3/年	6m3/年
汚水マンホールポンプ R8、R9（66 機場）	料金	8,744,016 円	1,704,210 円	—	—
	使用量	202,741kWh	—	—	—
汚水マンホールポンプ R10（86 機場）	料金	10,793,325 円	2,224,743 円	—	—
	使用量	274,465kWh	—	—	—
雨水マンホールポンプ	料金	98,650 円/年	29,080 円/年	—	—
	使用量	357kWh/年	—	—	—
雨水管理施設	料金	1,511,157 円/年	27,326 円/年	—	—
	使用量	14,452kWh/年	—	—	—

※汚水マンホールポンプについては、各年度で管理する機場の数が異なるため、各年度の想定使用数及び料金で算定を行っている。

ユーティリティ見込金額	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	対象期間内 見込金額の合計
	15,030,000 円	16,410,000 円	18,960,000 円	50,400,000 円

※ 令和 8 年度の見込み金額については、4 月支払相当額を差し引いて算出しています。

イ 対象期間内のユーティリティ費用（電気料金、通信料金、上下水道料金）の総額が上記「対象期間内見込金額の合計」に消費税及び地方消費税相当額を加算した額±10%の範囲を超える場合は、超過部分のみを変更対象とし、発注者及び受注者と協議の上、変更金額を決定し、最終年度の支払い時に精算できるものとする。

3 災害対応業務

受注者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、発注者に届け出なければならない。なお、連絡体制及び出動体制を定めるにあたっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に発注者と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。

受注者は、災害時等において管路施設に被災又は管路施設の被災による二次災害の恐れがある場合等は、発注者と密に連絡・調整を行うとともに、予め定めた緊急巡視・点検及び巡視・点検に応じた適切な緊急措置等を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めなければならない。

発注者が計画する業務継続計画に基づき、訓練や計画の見直しについて協力すること。

第4章 その他

第1節 業務の完了

- 1 受注者は、業務完了時に本仕様書に指定された提出図書及び書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- 2 検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- 3 発注者による検査の合格後、提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。
- 4 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の不適合箇所が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第2節 業務移行期間と業務の引継ぎ

- 1 履行期間の最終1か月間を業務移行期間とする。
- 2 受注者は、業務移行期間において別紙10「業務移行期間の実施方法等」に従って業務の引継ぎを行うものとする。

第3節 委託料等の支払い

委託料の支払いは、以下の各号に定めるとおりとする。

- 1 各年度の委託料の支払い限度額は、令和8年度132,900,000円、令和9年度126,370,000円、令和10年度154,280,000円とする。
- 2 次の(1)から(4)の業務については、毎月払いとし、1回あたりの支払額は受注者が業務計画書によりあらかじめ発注者に提出し承認を受けるものとし、出来形検査後に支払うものとする。
 - (1) 「第3章 第2節 計画策定等業務」における「1 維持管理計画及び月間維持管理計画策定業務」
 - (2) 「第3章 第4節 施設維持管理業務」における「1 公共下水道施設管理業務」のうち、「カ 施設の警備、防火及び清掃」以外の業務
 - (3) 「第3章 第4節 施設維持管理業務 2 雨水ポンプ場等施設管理業務」における「(2) 業務の内容」のうち、「イ その他管理業務」以外の業務
 - (4) 「第3章 第5節 その他業務」における「2 ユーティリティ管理業務」
- 3 前項の業務以外の業務については、各年度の業務量をもとに出来形検査もしくは完了検査合格後に支払うものとする。当該業務について受注者は各年度最大4回までその時点での出来形に応じて金額を請求することができる。
- 4 受注者は検査合格後、発注者に請求を行うものとする。発注者は、受注者の請求後、30日以内に委託料を支払うものとする。
- 5 各業務において、内容の変更や金額の変更があった場合は、協議の上、負担額を決定し、各年度の出来形払いもしくは最終年度の支払い時に精算するものとする。
- 6 現場状況により調査ができないために実施する洗浄業務、住民対応・事故対応業務に伴う清掃等業務、調査等により発見された異常に対する清掃等業務、開削を伴わない管路施設の修繕業務、「第3章 第4節 施設維持管理業務」に示す施設の全ての電気設備、機械設備、建築設備の修繕業務費用が対象であり、年間450万円（消費税及び地方消費税込）を本委託金額に含んでおり、それを超えた場合には都度精算するものとする。都度精算を行う業務に関しては、清掃等業務に関しては30万円未満、施設の修繕業務に関しては50万円未満とする。

なお、都度精算分の委託料に関しても、委託料の支払い限度額が適用される。

また、受注者は、業務実施前に発注者に業務の内容を伝え、発注者が業務の妥当性を判断し、発注者・受注者の間で合意がとれた段階で業務に着手するものとする（緊

急時においてはこの限りではない)。受注者は作業終了後に発注者に対し都度、費用の根拠資料・見積書を提出するものとする。

7 以下の業務については、本委託金額には含まず、発注者の負担で別途発注するものとする。

- (1) 災害対応業務に係る費用
- (2) 住民対応・事故対応業務において開削を伴う補修作業に係る費用
- (3) 住民対応・事故対応業務において更新・改築に係る費用
- (4) ポンプ場等施設の電気設備、機械設備、建築設備における修繕以外の工事
- (5) 非常用発電設備に関する燃料費（A重油、軽油等）

第4節 その他

- 1 作業箇所において、下水道施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- 2 本仕様書、図面に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- 3 その他特に定めのない事項については、速やかに発注者に報告し、指示を受けて処理すること。

別紙 目次

【別紙1】	業務概要
【別紙2】	遵守法令等
【別紙3】	業務着手時の提出書類等
【別紙4】	業務実施期間中の提出資料等
【別紙5】	業務完了時の提出図書
【別紙6】	業務実施体制
【別紙7】	準備機材
【別紙8】	参考図書
【別紙9】	巡視・点検、調査業務報告書記載要領
【別紙10】	業務移行期間の実施方法等
【別紙11】	下水汚泥等の収集運搬及び処分仕様書
【別紙12】	ごみ類等管理阻害物の収集運搬及び処分仕様書

【別紙 1】業務概要

1 委託対象施設

本委託の対象管路施設は下表及び【別図 1】に示すとおりである。

種別	事業名	管路延長(k m)	備考
汚水	公共下水道管路	311.4	
	農業集落排水管路	86.4	
	コミュニティ・プラント管路	8.3	
雨水	公共下水道管路	84.1	

※ 令和 6 年度末時点（令和 7 年度整備管路及び履行期間中整備管路も対象）

※ 「取付管」及び「公共枿」も対象。

※ みよし市全域を対象とする。

2 委託業務内容

(1) 計画策定業務

本委託の対象業務は下表及び【別図 1】に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
維持管理計画及び月間維持管理計画策定	式	1	
修繕改築計画策定	式	1	
下水道台帳修正業務	式	1	対象数量は特記仕様書による。

(2) 点検・調査及び清掃等業務

ア 点検・調査業務

本業務の実施予定箇所及び予定数量は下表及び別図に示すとおりである。

（3 年間）

業務内容	単位	数量 (汚水)	数量 (雨水)	備考
調査前清掃	m	7,090	—	調査箇所を計上
管口カメラ調査	基	1,566	910	【別図 2】
巡視・点検	m	—	1,856	【別図 3】
簡易直視型カメラ調査	m	2,543	290	【別図 4】
本管潜行目視調査（1,500mm 未満）	m	—	308	【別図 5】
本管潜行目視調査 （1,500mm以上）	m	—	2,138	【別図 5】
大口径 TV カメラ調査	m	193	302	【別図 6】
展開広角カメラ調査	m	4,547	380	【別図 7】
マンホール点検調査	基	1,566	910	【別図 8】
マンホール目視調査	基	349	133	【別図 9】

※ 詳細は特記仕様書及び「みよし市下水道事業ストックマネジメント計画」による。

イ その他点検・調査業務

本業務の対象地区及び対象箇所は下表及び別図に示すとおりである。

業務名	業務内容	単位	数量	備考
油脂閉塞予防調査	マンホール地上点検	箇所	12	【別図10】 5エリア
木根等侵入閉塞予防調査	マンホール地上点検	箇所	4	【別図11】 4エリア
逆流防止ゲート点検業務	マンホール内点検	基	4	【別図12】
調整池巡視工	巡視	箇所	30	【別図13】

※ 油脂閉塞予防調査並びに木根等侵入閉塞調査は対象 9 エリアを 3 か月に 1 回調査すること（Dエリアについては、1 か月に 1 回調査を実施すること。）。

※ 調整池巡視工については30箇所を年 2 回点検すること。

※ 詳細は特記仕様書による。

ウ 定期清掃調査業務

本業務の対象地区は下表及び【別図 1】に示すとおりである。

種別	事業名	管路延長 (k m)	備考
汚水	公共下水道管路	311.4	【別図 1】
	農業集落排水管路	86.4	【別図 1】
	コミュニティ・プラント管路	8.3	【別図 1】
雨水	公共下水道管路	84.1	【別図 1】

※ 令和 6 年度末時点（令和 7 年度整備管路及び履行期間中整備管路も対象）

※ 「取付管」及び「公共樹」も対象。カメラ調査も含む。

※ みよし市全域を対象とする。

※ 清掃調査実施箇所は毎年度発注者が指定するものとする。

（公共下水道管路1,000m/年、農業集落排水、コミュニティ・プラント管路1,000m/年を想定している。）

エ 清掃業務

本業務の対象地区は下表及び別図に示すとおりである。

（3年間）

施設名	種別	単位	数量	備考
伏越管路及び伏越マンホール（汚水）	2 条管	箇所	1	【別図14】
マンホールポンプ	—	箇所	110	【別図15】
雨水管理施設（スクリーン等）	—	式	1	【別図16】 4 箇所

※ マンホールポンプ清掃対象箇所は毎年度発注者が指定するものとする。

※ 詳細は特記仕様書による。

(3) 施設維持管理業務

ア 公共下水道施設管理業務

本業務の対象施設は下表及び【別図 17】、【別図 18】に示すとおりである。

なお、業務内容の詳細は特記仕様書による。

項目	内容
中継ポンプ場一覧	1 三好ヶ丘第 1 中継ポンプ場
① 週 1 回点検	2 三好ヶ丘第 2 中継ポンプ場
(9 : 00~17 : 00)	3 三好ヶ丘第 3 中継ポンプ場
② スクリーン管理	※スクリーン管理
(随時)	スクリーンの管理（特記仕様書参照）を随時行うこと

③ 緊急対応 (随時)	
マンホールポンプ一覧	
① 月 1 回点検 (9 : 00 ~ 17 : 00)	
② 緊急対応 (随時)	
	1 森下中継ポンプ
	2 蜂ヶ池西中継ポンプ
	3 天王小南中継ポンプ
	4 小坂公園中継ポンプ
	5 保田ヶ池中継ポンプ
	6 中島東バイパス中継ポンプ
	7 中島西バイパス中継ポンプ
	8 三好高校北中継ポンプ
	9 弥栄 4 8 中継ポンプ
	1 0 伝法寺池中継ポンプ
	1 1 上ヶ池北中継ポンプ
	1 2 前田橋東中継ポンプ
	1 3 R 1 5 3 号線バイパス中継ポンプ
	1 4 マツザカヤストア中継ポンプ
	1 5 天王小北中継ポンプ
	1 6 弁財天中継ポンプ
	1 7 川岸当橋中継ポンプ
	1 8 平地 2 号橋中継ポンプ
	1 9 平地 1 号橋中継ポンプ
	2 0 原橋中継ポンプ
	2 1 苅生変電所前中継ポンプ
	2 2 苅生変電所南中継ポンプ
	2 3 蜂ヶ池東中継ポンプ
	2 4 笠松橋中継ポンプ
	2 5 根浦第 1 中継ポンプ
	2 6 根浦第 2 中継ポンプ
	2 7 根浦第 3 中継ポンプ
	2 8 重郎左中継ポンプ
	2 9 屋敷浦南中継ポンプ
	3 0 物吉中継ポンプ
	3 1 神田中継ポンプ
	3 2 辰巳山中央中継ポンプ
	3 3 三好原中継ポンプ
	3 4 苅生曙中継ポンプ
	3 5 根浦第 4 中継ポンプ
	3 6 猿投松中継ポンプ
	3 7 神田境川中継ポンプ [パトライト]
	3 8 池ノ内中継ポンプ
	3 9 西一色前田中継ポンプ
	4 0 西新田中継ポンプ
	4 2 清水北 (個人) 中継ポンプ [パトライト]
	4 3 清水中 (個人) 中継ポンプ [パトライト]
	4 4 清水南中継ポンプ
	4 5 唐沢 (個人) 中継ポンプ [パトライト]
	4 6 寺山 (個人) 中継ポンプ [パトライト]
	4 7 東新月中継ポンプ

	4 8 塩田中継ポンプ 4 9 三好池中継ポンプ 5 0 夕田中継ポンプ 5 1 三好ヶ丘第 5 中継ポンプ 5 2 三好ヶ丘第 7 中継ポンプ ⇒平成 23 年度廃止 5 3 三好ヶ丘第 8 中継ポンプ 5 4 木之本橋中継ポンプ 5 5 三好西平子中継ポンプ 5 6 下り松中継ポンプ 5 7 蟬田中継ポンプ 5 8 平池中継ポンプ 5 9 潮見中継ポンプ 6 0 平池雨水ポンプ 6 1 第 1 中継ポンプ (東山) 6 2 第 2 中継ポンプ (東山) 6 3 第 3 中継ポンプ (東山) 6 4 第 4 中継ポンプ (東山) 6 5 第 5 中継ポンプ (東山) 6 6 駒場中継ポンプ 6 7 駒場中継ポンプ 2 6 8 福田樋揚中継ポンプ 6 9 駒場中継ポンプ 3 7 0 (仮称) 明知下田中継ポンプ (R10 から追加) 7 1 明知第 1 中継ポンプ (R10 から追加) 7 2 明知河原中継ポンプ (R10 から追加) 7 3 小宮中継ポンプ (R10 から追加) 7 4 杵ノ奥中継ポンプ (R10 から追加) 7 5 井守川中継ポンプ (R10 から追加) 7 6 寺田中継ポンプ (R10 から追加) 7 7 昭和橋中継ポンプ (R10 から追加) 7 8 市営住宅中継ポンプ (R10 から追加) 7 9 寺田橋中継ポンプ (R10 から追加) 8 0 下石田 1 号中継ポンプ (R10 から追加) 8 1 棚田橋中継ポンプ (R10 から追加) 8 2 城山中継ポンプ (R10 から追加) 8 3 落合交差点中継ポンプ (R10 から追加) 8 4 落合橋中継ポンプ (R10 から追加) 8 5 下石田 2 号中継ポンプ (R10 から追加) 8 6 壺丁田中継ポンプ (R10 から追加) 8 7 堂ノ後中継ポンプ (R10 から追加)
未稼動ポンプ一覧 (年 2 回) ※市所有の発電機を無償レンタル (運搬車両は除く)	4 1 西新田南中継ポンプ [電気中止、電話中止]

イ 雨水ポンプ場等施設管理業務
(ア) 対象施設

本業務の対象施設は下表及び【別図 19】に示すとおりである。

処理施設名称	所在地	処理方式
福田第 2 雨水ポンプ場	みよし市福田町清水 2 1 番地 1	自然流下併用ポンプ場
福田池下調整池排水ポンプ	みよし市福田町池下 3 番地 1 0 他	ポンプ排水（調整池内）
中部調整池排水ポンプ	みよし市三好町平池 8 1 他	ポンプ排水（調整池内）
平池貯留施設	みよし市三好町平池 7 番地 4 9	ポンプ排水（貯留設備内）

(イ) 対象設備

主な業務の対象設備は次のとおりである。

【福田第 2 雨水ポンプ場】

機器名称	数量	機器仕様
流入ゲート	2 門	型式：外ねじ式鋳鉄製ゲート 寸法：幅 1800mm×高 1800mm
バイパスゲート	1 門	型式：外ねじ式鋳鉄製ゲート 寸法：幅 1800mm×高 1800mm
バイパスフラップゲート	1 門	型式：ステンレス製フラップゲート 呑口寸法：幅 1800mm×高 1800mm
自動除塵機	2 基	型式：ダブルチェーン式前面かき揚げ型（背面降下式） 池寸法：水路幅 3000mm×深さ 3100mm×2 池 スクリーン：目幅 25mm×取付角度 75°
しき搬出コンベヤ	1 基	型式：トラフ型ベルトコンベヤ 寸法：ベルト幅 600mm×横長（軸芯距離）8300mm
しきコンテナ用吊上装置	1 基	型式：電動式チェンブロック 定格荷重：0.5t 揚程：約 5m
角落し用吊上装置	2 基	型式：手動式チェンブロック 定格荷重：0.5t 揚程：約 8m
雨水ポンプ	4 台	型式：水中汚水ポンプ ポンプ口径：φ 500mm 吐出量：31m ³ /min 全揚程：3.3m
雨水ポンプ用逆止弁	4 台	型式：スイング式逆止弁（チャッキ弁） ポンプ口径：φ 500mm 使用圧力：0.03MPa
雨水ポンプ用吐出弁	4 台	型式：電動蝶形弁 ポンプ口径：φ 500mm 使用圧力：0.03MPa
ポンプ井排水ポンプ	1 台	型式：水中汚水ポンプ ポンプ口径：φ 150mm 吐出量：2m ³ /min

		全揚程：7.0m
雨水ポンプ用吊上装置	1 基	型式：電動式チェーンブロック 定格荷重：2.8t 揚程：約 4m
吐出弁用吊上装置	1 基	型式：手動式チェーンブロック 定格荷重：1.0t 揚程：7m
調整池排水ポンプ	2 台	型式：水中汚水ポンプ ポンプ口径：φ 150mm 吐出量:2m3/min 全揚程：7.0m
自動給水装置	1 基	鋼板性ダイヤフラム式 ポンプ型式：横軸渦巻ポンプ 口径：φ 32mm 吐出量：0.1m3/min 全揚程：25.0m
高圧気中開閉器	1 台	7.2kV-200A
引込受電盤	1 面	屋内自立型
変圧器盤	1 面	屋内自立型
低圧分岐盤	1 面	屋内自立型
直流電源盤	1 面	屋内自立型
自家発電装置	1 基	屋内搭載型 ディーゼル機関 210V-60Hz-250kVA
給気装置	1 基	据置型
排気装置	1 基	据置型
排ガス消音器	1 基	天井吊型
自家発補機盤	1 面	屋内自立型
燃料移送ポンプ	2 台	屋内型
燃料小出槽	1 組	190L
主燃料槽	1 組	900L
沈砂池設備コントロールセンタ	1 式	屋内自立型
沈砂池設備補助継電器盤	1 式	屋内自立型
雨水ポンプ設備コントロールセンタ	1 式	屋内自立型
雨水ポンプ設備補助継電器盤	1 式	屋内自立型
流入ゲート・バイパスゲート現場操作盤	1 面	屋内スタンド型
自動除塵機・コンベヤ現場操作盤	1 面	屋外スタンド型
調整池現場操作盤	1 面	屋外スタンド型
雨水ポンプ・ポンプ井排水ポンプ現場操作盤	1 面	屋内自立型
監視操作盤	1 面	屋内自立型

作業用分電盤	1 面	屋内壁掛型
流入渠水位計	1 組	投込み式水位計
雨水ポンプ井水位計	2 組	投込み式水位計
放流渠水位計	1 組	投込み式水位計
計装盤	1 面	屋内自立型
調整池水位計	1 組	投込み式水位計
非常通報装置	1 基	屋内型
遠隔監視装置	1 基	屋内型

【福田池下調整池排水ポンプ】

機器名称	数量	機器仕様
調整池排水ポンプ	2 台	型式：水中汚水ポンプ ポンプ口径：φ 300mm 吐出量：11m ³ /min 全揚程：4.55m 脱着装置付
スクリーン	1 基	W1400×H3100×D75
引込計器盤	1 面	屋外装柱型
ポンプ制御盤	1 面	屋外自立型
調整池水位計	1 組	投込み式水位計
放流渠水位計	1 組	投込み式水位計
降雨センサー	1 組	屋外装柱型
遠隔監視盤	1 基	屋外装柱型

【中部調整池排水ポンプ】

機器名称	数量	機器仕様
調整池排水ポンプ	4 台	型式：水中汚水ポンプ ポンプ口径：φ 250mm 吐出量：5.9m ³ /min 全揚程：8m
スクリーン	1 基	W2300×H7950×D35
引込計器盤	1 面	屋外装柱型
ポンプ制御盤	1 面	屋外自立型
調整池水位計	1 組	投込み式水位計
放流渠水位計	1 組	投込み式水位計

【平池貯留施設】

機器名称	数量	機器仕様
排水ポンプ	2 台	型式：水中汚水ポンプ ポンプ口径：φ 50mm 吐出量：0.2m ³ /min 全揚程：12m
スクリーン	2 面	鋼製バースクリーン W1000×H870×D60 取付角度 60°
動力制御盤	1 面	屋外自立型
引込計器盤	1 面	屋外装柱型
調整池水位計	1 組	投込み式水位計

(4) その他業務

本業務の対象地区は下表及び別図に示すとおりである。

業務内容	備考
住民対応・事故対応	【別図 1】
ユーティリティ管理	【別図 17】 【別図 18】 【別図 19】
災害対応	【別図 1】

※ みよし市全域を対象とする。

【別紙２】 遵守法令等

- (1) 健康保険法 及び同法関連法規
- (2) 労働基準法 及び同法関連法規
- (3) 労働者災害補償保険法 及び同法関連法規
- (4) 消防法 及び同法関連法規
- (5) 建設業法 及び同法関連法規
- (6) 建築基準法 及び同法関連法規
- (7) 港湾法 及び同法関連法規
- (8) 毒物及び劇物取締法 及び同法関連法規
- (9) 道路法 及び同法関連法規
- (10) 下水道法 及び同法関連法規
- (11) 中小企業退職金共済法 及び同法関連法規
- (12) 道路交通法 及び同法関連法規
- (13) 河川法 及び同法関連法規
- (14) 電気事業法 及び同法関連法規
- (15) 騒音規制法 及び同法関連法規
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 及び同法関連法規
- (17) 水質汚濁防止法 及び同法関連法規
- (18) 酸素欠乏症等防止規則 及び同法関連法規
- (19) 労働安全衛生法 及び同法関連法規
- (20) 雇用保険法 及び同法関連法規
- (21) 緊急失業対策法 及び同法関連法規
- (22) 公害対策基本法 及び同法関連法規
- (23) 振動規制法 及び同法関連法規
- (24) 環境基本法 及び同法関連法規
- (25) みよし市環境基本条例 及び同法関連法規
- (26) 個人情報の保護に関する法律
- (27) みよし市下水道条例
- (28) みよし市個人情報保護条例
- (29) その他本業務に関わる法令等

【別紙 3】業務着手時の提出書類等

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
管理技術者通知書	1 部	契約締結後速やかに提出すること。
身分証明書発行申請書	1 部	・ 契約締結後速やかに提出すること。 ・ 業務に従事する者の氏名及び生年月日を記載すること。
酸素欠乏危険作業主任者届	1 部	・ 契約締結後速やかに提出すること。 ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付すること。
業務計画書	1 部	・ 契約締結後速やかに提出すること。 ・ 次の事項を記載すること。 (1) 実施方針 (2) 実施体制（職務分担、緊急連絡体制等） (3) 実施計画（各業務の作業内容・方法・手順、実施工程等） (4) 安全管理計画（各業務における保安対策、道路交通の処理方法、管路内と地上との連絡方法、酸素欠乏・有毒ガス対策等） (5) その他発注者が指示する事項
業務委託下請負承諾申出書	1 部	業務の一部を再委託する場合に提出すること。
緊急時並びに災害時連絡表	1 部	契約締結後速やかに提出すること。

※ 契約約款第 3 条に記載されている業務着手時に提出する工程表については提出不要とする。

【別紙４】業務実施期間中の提出書類等

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
維持管理計画書	２部	・契約日の翌日から２８日以内に履行期間中の計画について提出すること。 ・計画書を変更する場合は発注者に申し出、変更計画書を提出すること。
月間維持管理計画書	２部	各月２５日までに、翌月の計画について提出すること。
月次報告書	１部	・翌月１０日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
年次報告書	２部	・翌年度４月１０日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。 ・作成に当たっては、別紙９「巡視・点検、調査業務報告書作成要領」を参照のこと。
点検・調査業務報告書	２部	・毎年度２月末日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。 ・作成に当たっては、別紙９「巡視・点検、調査業務報告書作成要領」を参照のこと。
整備計画表	１部	施設維持管理業務については毎年度６月末までに提出すること。
下水道台帳平面図	２部	毎年度２月末日までに、提出すること。
下水道台帳調書	１部	毎年度２月末日までに、提出すること。
下水道台帳システム登録データ	一式	毎年度２月末日までに、提出すること。
登録データ集計表	１部	毎年度２月末日までに、提出すること。
打合せ記録簿	２部	打合せの都度、提出すること。
資料・物品貸与申請書	２部	資料及び物品を借用するに当たって提出すること。
材料使用承諾願	１部	当該材料使用前までに提出すること。
緊急連絡表（休暇中）	１部	夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を迎えるに当たって提出すること。
修繕、改築計画書	２部	３年目の２月末日までに提出のこと。
各種届出の写し	１部	官公署へ届け出た道路使用許可書等の写しを都度、提出すること。

【別紙５】業務完了時の提出図書

1 共通

業務完了時には、以下の図書を提出すること。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1)完了届	1 部	・ 3 月末日までに提出すること。
(2)年次報告書	2 部	・ 3 月末日までに提出すること。 ・ 月次報告書を取りまとめ、業務全般に関する考察を加えること。 ・ 上記の考察には、各業務の結果を踏まえ、発注者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めること。

2 計画策定業務

本業務の提出図書は下表に示すとおりであり、業務完了時に提出すること。

提出図書名	仕様	提出部数	備考
(1)修繕改築計画書	A 4 版	2 部	
(2)維持管理計画書	A 4 版	2 部	
(3)下水道台帳平面図	A 3 版	2 部	縮尺 1 / 1, 0 0 0
(4)下水道台帳調書	A 4 版	1 部	
(5)下水道台帳システム登録データ	—	一式	
(6)登録データ集計表	—	1 部	
(7)その他参考資料		一式	
(8)打合せ記録簿	A 4 版	2 部	
(9)上記図書の電子成果品	C D - R 又は D V D - R	一式	

3 点検・調査及び清掃等業務

本業務の提出図書及び提出時期は下表に示すとおりである。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1)点検・調査業務報告書	2 部	・ 業務完了後速やかに提出すること。 ・ 作成に当たっては、別紙 9「巡視・点検、調査業務報告書作成要領」を参照のこと。
(2)清掃業務報告書	2 部	・ 業務完了後速やかに提出すること。 ・ 作業記録写真を含めること。
(3)その他業務報告書	2 部	・ 業務完了後速やかに提出すること。 ・ 作業記録写真を含めること。
(4)上記図書の電子成果品	1 式	・ 業務完了後速やかに提出すること。

【別紙6】業務実施体制

1 業務全般

- (1) 受注者は、業務履行期間内において、次の条件を満足できる体制をとらなければならない。
 - ア 全業務履行期間内
受注者は、発注者からの指示があった際に迅速に対応できる体制をとること。
 - イ 開庁時間内（平日昼間8：30～17：15）
受注者は、発注者からの指示にしたがい概ね1時間以内に現地に到着できる体制をとること。また、下水道管路施設に明らかな異常が発見された場合は、速やかに現場対応できる体制をとること。
 - ウ 開庁時間外（休日・平日夜間17：15～翌8：30）
受注者は、発注者もしくは本市受付からの指示にしたがい概ね1時間以内に現地に到着できる体制をとること。また、下水道管路施設に明らかな異常が発見された場合は、速やかに現場対応できる体制をとること。
- (2) 受注者は、契約締結後、速やかに、業務全体の統括を担う者として、統括責任者を定めなければならない。
- (3) 統括責任者は、公益財団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者を配置すること。

2 一般業務

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに、業務計画書の作成、業務管理及び業務に従事する者の技術上の指導監督を担う者として、主任技術者を定めなければならない。
- (2) 主任技術者は、公益財団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士」の資格を有する者を配置すること。また、本業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。ただし、主任技術者は統括責任者と併任することができないものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、速やかに、計画策定等業務の実施にあたり、業務管理及び業務に従事する者の技術上の指導監督を担う者として、管理技術者を定めなければならない。
- (4) 計画策定等業務に係る管理技術者は、技術士（「上下水道部門—下水道」若しくは「総合技術監理部門—下水道」）又はRCCM「下水道部門」の資格を有する者とする。ただし、管理技術者は、統括責任者及び主任技術者を併任することができないものとする。
- (5) 受注者は、契約締結後、速やかに、施設維持管理業務の実施にあたり、業務管理及び業務に従事する者の技術上の指導監督を担う者として、管理技術者を定めなければならない。
- (6) 施設維持管理業務に係る管理技術者は、下水道管理技術認定（処理施設）又は下水道第三種技術検定の資格を有する者とする。ただし、管理技術者は、統括責任者及び主任技術者を併任することができないものとする。
- (7) 施設維持管理業務のうち公共下水道施設管理業務に従事する作業員は、下水道法第22条第2項に規定する下水道技術者と労働安全衛生法第14条及び第16条に規定する酸素欠乏作業主任者等、下水道施設を維持管理する上で必要となる法令に定める以下の資格を有した者でなければならない。
 - ア 下水道処理施設管理技士
 - イ 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者
 - ウ 低圧電気取扱い業務特別教育 他
- (8) 施設維持管理業務のうち雨水ポンプ場等施設管理業務に従事する作業員は、労働安全衛生法第14条及び第16条に規定する酸素欠乏作業主任者等、施設を維持管理す

る上で必要となる法令に定める資格を有した者でなければならない。

ア 下水道技術検定（第3種）

イ 酸素欠乏硫化水素危険作業主任者

ウ 低圧電気取扱い業務特別教育

エ クレーンの運転の特別教育

オ 玉掛け技能講習 他

- (9) 受注者は、管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。
- (10) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者に従事させなければならない。
- (11) 受注者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な作業員を配置しなければならない。
- (12) 受注者は、発注者が発行する身分証明書を常に携帯し、業務に従事しなければならない。

【別紙 7】 準備機材

機材名	用途	備考
高圧洗浄車	T Vカメラ等調査に際しての管路内洗浄等に使用	
本管用T Vカメラ	自走式T Vカメラ搭載車、本管のT Vカメラ調査等に使用	
展開広角カメラ	無停止走行で管内の調査に使用	
簡易直視型カメラ	スクリーニング調査を目的とし、管内映像を取得するために使用	
管口カメラ	管口カメラ調査に使用	
大口径T Vカメラ	自走式大口径T Vカメラ搭載車、本管のT Vカメラ調査に使用	
取付管用T Vカメラ	取付管のT Vカメラ調査に使用	
調査車両	点検・調査業務に使用	
給水車	管路内洗浄等に用いる洗浄水の給水に使用	
強力吸引車	堆積した汚泥等の清掃に使用	
作業車両	各種業務において使用	
酸素濃度等測定器	管路、マンホール内等の作業に際して使用	
発電機	点検・調査業務、緊急時対応業務等に使用	
OA機器	提出書類の作成等に使用	
その他必要なもの	スクリーン清掃等に使用	

※ 上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要となる備品等を含む。

【別紙8】参考図書

- (1) みよし市下水道標準構造図
- (2) みよし市下水道事業ストックマネジメント計画書（管路施設）
- (3) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）
（国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）
- (4) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (5) 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―（公益社団法人日本下水道協会）
- (6) 下水道施設維持管理積算要領―終末処理場、ポンプ場施設編―（公益社団法人日本下水道協会）
- (7) 下水道施設計画設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- (10) 下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）
- (11) 管更生の手引き（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (12) 下水道管渠改築等の工法選定の手引き（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (13) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (14) 下水道管路施設TVカメラ調査マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (15) 水理公式集（土木学会）
- (16) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (17) 日本工業規格（JIS）
- (18) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (19) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (20) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (21) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (22) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- (23) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (24) 港湾構造物設計技術基準（日本港湾協会）
- (25) 道路構造令，同解説と運用（国土交通省，日本道路協会）
- (26) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針（JIS A 7501：2013）
（日本規格協会）
- (27) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (28) 下水道管路施設維持管理マニュアル（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (29) 下水道管路施設維持管理積算資料（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (30) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（公益財団法人日本下水道斬技術機構）
- (31) 管渠更生工法の品質管理技術資料（公益財団法人日本下水道斬技術機構）
- (32) 管渠更生工法（二層構造管）技術資料（公益財団法人日本下水道斬技術機構）
- (33) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (34) 管渠の修繕に関する手引き（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (35) 取付管の更生工法による設計の手引き（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (36) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (37) 下水道管渠改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- (38) 管渠更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (39) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き（案）（公益社団法人日本下水道管路管

理業協会)

- (40) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル（公益財団法人日本下水道斬技術機構）
- (41) 流出解析モデル利活用マニュアル（公益財団法人日本下水道斬技術機構）
- (42) 下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)（公益社団法人日本下水道協会）
- (43) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル(案)（公益社団法人日本下水道協会）
- (44) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル（公益財団法人日本下水道斬技術機構）
- (45) その他本業務に必要な図書等

【別紙 9】巡視・点検、調査業務報告書記載要領

1 一般事項

- (1) 巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書は、本要領に従い作成すること。
- (2) 様式は、A 4 判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、請負者名等を記入すること。また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、請負者名等を記入すること。

2 記載事項

巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書は、下記の事項について内容を明記すること。調査総括表、調査集計表及び調査記録表に用いる様式や凡例は発注者と協議して決定し、管口カメラ調査判定基準は表－1、簡易直視カメラ調査判定基準は表－2、管渠調査判定基準は表－3 及び表－4 に、マンホール調査判定基準は表－5 による。

- (1) TVカメラ調査等
 - ア 調査目的
 - イ 調査概要
 - ウ 案内図
 - エ 調査箇所図
 - オ 調査総括表
 - カ 調査集計表
 - キ 調査記録表
 - ク 考察
 - ケ 作業記録写真
- (2) マンホール目視調査
TVカメラ調査項目に準ずる。
- (3) 巡視・点検、目視点検
TVカメラ調査項目に準ずる。

3 留意事項

- (1) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定のDVD等に収録すること。なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。
- (2) 提出する成果品は、次のとおりとする。
 - ア 点検・調査業務報告書
 - イ 不良箇所写真帳
 - ウ DVD等（TVカメラ調査の場合）
 - エ その他発注者の指示するもの

表－１ 管口カメラ調査判定基準

区分		管内異常（注１）の有無	
		無し	有り（注２）
流下阻害物（注３） の有無	無し	経過観察	洗浄工＋詳細調査
	有り	洗浄工＋詳細調査（注４）	洗浄工＋詳細調査（注４）

注１ 腐食、たるみ、破損、クラック、継手ズレ、侵入水

注２ 異常ランク判定は困難であるため行わず、注１の項目が一か所でも見られた場合、
【有り】とする。

注３ 樹木根侵入、取付管の突出し、油脂の付着、モルタルの付着

注４ 流下阻害物は管内の異常箇所から入ることが多いため詳細調査対象とする。

表－２－１ 簡易直視カメラ調査判定基準【鉄筋コンクリート管及び陶管】

スパンで判定	ランク 異常項目		A	B
	腐食		鉄筋露出	骨材露出
	上下方向のたるみ		内径以上	内径1/2以上
管一本ごとで判定	ランク 異常項目		A	B
	破損	鉄筋 コンクリート管	欠落	軸方向のクラック
			亀甲状のクラック	
			明らかな開きのある軸方向のクラック	
		陶管	欠落	軸方向のクラックが管長の1/2未満
			軸方向のクラックが管長の1/2以上	
	クラック	鉄筋 コンクリート管	明らかな開きのある円周方向のクラック	円周方向のクラック
		陶管	円周方向のクラックが全周の2/3以上	円周方向のクラックが全周の2/3未満
	管の継手ズレ		脱却	明らかな隙間
			管厚以上の上下左右方向のズレ	管厚程度の上下左右方向のズレ
	浸入水		噴き出ている	流れている
	取付管の突出し		本管内径の50%以上	本管内径の20%～50%未満
	油脂付着			
	木根侵入			
	モルタル付着			
	土砂堆積			

※基準内の「明らかな」については、継ぎ手隙間は50～70 mm以上、扁平は10%程度以上を想定している。

※パッキン外れや障害物、土砂堆積等、上記以外でも異常があった場合は報告すること。

表－２－２ 簡易直視カメラ調査判定基準【塩化ビニル管】

スパンで判定	ランク 異常項目	A	B
	上下方向のたるみ	内径以上	内径 1/2 以上
管一本ごとで判定	ランク 異常項目	A	B
	破損	欠落	－
		亀甲状のクラック	
		軸方向のクラック	
	クラック	円周方向のクラック	－
	管の継手ズレ	脱却	明らかな隙間
	浸入水	噴き出ている	流れている
	扁平	明らかに扁平している	扁平している
	変形	内面へ突出している	－
	取付管の突出し	本管内径の 50%以上	本管内径の 20%～50%未満
	油脂付着		
	木根侵入		
	モルタル付着		
	土砂堆積		

※基準内の「明らかな」については、継ぎ手隙間は 50～70 mm 以上、扁平は 10% 程度以上を想定している。

表－２－３ 点検結果の評価

対処方法	状況
詳細調査が必要	スパン、管 1 本ごとの判定でランク A の数が 1 項目以上又はスパン、管 1 本ごとの判定でランク B の数が 2 項目以上
詳細調査は不要、定期点検	スパン、管 1 本ごとの判定でランク A の数が 0 項目かつスパン、管 1 本ごとの判定でランク B の数が 1 項目以下（異常なしを含む）
清掃等の維持作業が必要	障害物等によりカメラ進行不可もしくは、機能的な障害で、スパン、管 1 本ごとの判定でランク B の数が 1 項目以上確認されたスパン

表－3 管渠調査判定基準【鉄筋コンクリート管及び陶管】

スパン全体で評価	ランク 項目		A	B	C
	(1) 管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	(2) 上下方向のたわみ	管渠内径 (700mm未満)	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管渠内径 (700~1650mm未満)	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
		管渠内径 (1650~3000mm未満)	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

管一本ごとに評価	ランク 項目		a	b	c
	(3) 管の破損	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満
			軸方向のクラックで幅5mm以上		
		陶管	欠落	軸方向のクラックが管長の1/2未満	—
			軸方向のクラックが管長の1/2以上		
	(4) 管のクラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満
		陶管	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3未満	—
	(5) 管の継手ズレ		脱却	鉄筋コンクリート管等: 70mm未満 陶管: 50mm未満	鉄筋コンクリート管等: 70mm未満 陶管: 50mm未満
	(6) 侵入水		噴き出している	流れている	にじんでいる
	(7) 取付管の突出し 注2		本管内径の1/2以上閉塞	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	(8) 油脂の付着 注2		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	(9) 樹木根の侵入 注2		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	(10) モルタル付着 注2		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

注1 段差は、mm単位で測定すること。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

注2 (7) 取付管の突出し、(8) 油脂の付着、(9) 樹木根侵入、(10) モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

表－４ 管渠調査判定基準【硬質塩化ビニル管】

ス パ ン 全 体 で 評 価	ランク 項目		A	B	C
	上下方向 のたるみ	管渠内径 (800mm以下)	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満

管 一 本 ご と に 評 価	ランク 項目		a	b	c
	管の破損及び軸方向クラック	亀甲状に割れている	—	—	—
		軸方向のクラック			
	管の円周方向クラック	円周方向のクラックで 幅5mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm未満	
	管の継手ズレ	脱 却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満	
	偏平	たわみ率15%以上の 偏平	たわみ率5%以上の 偏平	—	
	変形（内面に突出し）	本管内径の 1/10以上内面に突出 し	本管内径の 1/10未満内面に突出 し	—	
	侵入水	噴き出ている	流れている	にじんている	
	取付管の突出し	本管内径の 1/2以上閉塞	本管内径の 1/10以上	本管内径の 1/10未満	
	油脂の付着	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
	樹木根の侵入	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
	モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満	

注１ 段差は、mm単位で測定すること。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

注２ 取付管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

表－５ マンホール調査判定基準

部 位		調査項目	判定基準		
			Aランク	Bランク	Cランク
人 孔 本 体	調整部	調整部状況	調整モルタル及びリングが 破損・欠落	調整モルタル及びリングの ズレ・クラック	調整モルタル及びリングの ズレ
	斜壁 ・ 直壁	腐 食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ
		破 損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）
		ク ラ ッ ク	全体がクラック 幅5mm以上	部分的にクラック 幅2～5mm未満	軽微なクラック 幅2mm未満
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ
		侵 入 水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
		木 根 侵 入	内径の50%以上	内径の10～50%未満	内径の10%未満
	足掛金具	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生
	インバート	インバート状況	－	インバートがない	部分的な欠損
人 孔 蓋	蓋のタイプ		平受け	急勾配受け 文字が漢字	急勾配受け 文字がひらがな
	表 面 損 傷		クラック及び受 枠の欠けている 場合	軽微な損傷	問題なし
	が た つ き		音や動きが確認 出来る（歩行者）	音や動きが確認出来る （車両）	音や動きがない
	裏面の腐食		文字の認識が不 可能で打撃により 剥離や欠落するもの	文字の認識が可能で打 撃により剥離や欠落が ないもの	錆がない状態

【別紙 10】業務移行期間の実施方法等

業務移行期間における具体的な内容・実施方法等は、以下に示すとおりとする。なお、移行期間において、受注者が実施する内容・方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受注者が負うべき責任を免れることはできない。

1 実施計画

(1) 引継ぎ方法

ア 移行期間における引継ぎは受注者の負担により発注者及び次期受注者に実施するものとする。

イ 受注者は事業着手前に、前受注者若しくは発注者より本事業に係る引継ぎを受けるものとする。

(2) 実施計画

ア 受注者は履行期限 1 か月前までに、業務引継ぎに係る実施計画書を作成し、発注者に提出すること。

イ 発注者と受注者は、受注者が提出した実施計画書について 14 日以内に検討・協議し実施内容を決定する。

ウ 実施計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知すること。

2 実施内容

(1) 本件施設の特性の把握

ア 台帳図及び現地確認等による本件施設の位置等の把握

イ 過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の把握

ウ データベース等保管情報の運用方法についての把握

エ その他発注者又は受注者が必要とする事項

(2) 業務実施に関する書類等の作成方法

ア 運営期間における維持管理計画書の作成方法

イ 月間維持管理計画書の作成方法

ウ 業務報告に関する書式の作成方法

エ 緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法

オ その他発注者又は受注者が必要とする事項

3 その他

移行期間の実施にあたって疑義ある場合は、発注者及び受注者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。また、移行期間以降についても受注者は、次の受注者が確認等したい事項が生じた場合には、誠意を持って対応すること。

【別紙 1 1】下水汚泥等の収集運搬及び処分仕様書

(適用の範囲)

第 1 条 本仕様書は、発注者の下水道施設から排出される産業廃棄物の処理業務に適用する。

(産業廃棄物の種類)

第 2 条 発注者が、受注者に委託する産業廃棄物の種類はそれぞれ次のとおりとする。

種 類		具 体 例
産業廃棄物	汚 泥	下水道管渠・施設内の汚物及び沈砂
産業廃棄物	泥 土	下水道管渠・施設内（雨水）の堆積物

(委託する産業廃棄物の数量等)

第 3 条 発注者が、受注者に委託する産業廃棄物の数量等は次のとおりとする。

種 類		数量 (見込み)	性状	荷姿	性状の 変化	混合等による支障	取扱い 注意事項	JISC0950 含有マ-ク	石綿含有 の有無	水銀廃棄 物の有無
産業 廃棄物	汚 泥	1 1 m ³ /3 年	泥状	バラ	腐敗	無	臭気	無	無	無
	泥 土	3 0 m ³ /3 年	泥状	バラ	腐敗 なし	無	無	無	無	無

(委託業務の内容)

第 4 条 受注者は、本業務にて発生した産業廃棄物（汚泥・泥土）を収集、運搬し、汚泥・泥土を適切に処分すること。

2 産業廃棄物の運搬先は次のとおりとする。また、運搬先の変更等が必要な場合は、受注者は事前に変更内容を記した書面を発注者に提出し、発注者、受注者協議の上、決定することとする。

種 類		運 搬 先
産業廃棄物	汚泥・泥土	産業廃棄物処分業者

なお、処分業者の名称、所在地等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく委託契約書によるものとする。また、リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分することとする。

3 産業廃棄物の収集運搬回数については、次のとおりとする。

種 類		回数	収 集 日 程
産業廃棄物	汚泥	伏越管路部(2 条)：1 箇所/2 年 (2 条管のうち 1 条ずつ実施) マホ-ポン-部：110 箇所/3 年 (110 箇所のうち 7 箇所ずつ実施) 雨水幹線スクリーン等 4 箇所/3 年 (4 箇所を年 1 回程度実施)	発注者、受注者協議の上決定することとし、土・日曜日及び祝日については除くものとする。

4 産業廃棄物の収集運搬については、本業務にて排出する産業廃棄物のみを収集運搬することとし、本契約以外の廃棄物と混載しないこととする。

5 受注者は収集運搬に際し、収集物の飛散、落下等のないよう措置すること。

(業務の報告)

第 5 条 受注者は、廃棄物処理法第 1 2 条の 5 第 2 項又は第 3 項の規定により、電子情報処

理組織を使用して情報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告しなければならない。

- 2 受注者は、毎月の業務が完了したときは、毎月の処分量の集計表を発注者に提出しなければならない。

(指定場所等を破損させた場合の原状回復)

第6条 受注者は、指定場所、その他一般の構築物等を破損させた場合は、受注者の責任において原状回復をしなければならない。

(確認)

第7条 受注者は、発注者が排出事業者として確認をする場合においては、協力しなければならない。

(委託料の支払い等に関わる特記事項)

本契約を締結してから業務が開始されるまでの間に、本契約とは別に、廃棄物処理法に基づく収集運搬業務と処分業務の委託契約書を作成するものとし、収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、廃棄物処理法に基づく処分業務委託契約書の中に、「処分費用は、収集運搬業者である受注者（処理業者の具体名を記入）が支払うこととする。」との一文を入れることとする。

【別紙 1 2】ごみ類等管理阻害物の収集運搬及び処分仕様書

(適用の範囲)

第 1 条 本仕様書は、発注者が管理する雨水管理施設のごみ類等管理阻害物の除去作業及び産業廃棄物の処理業務に適用するものとし、契約条項及び設計図書に基づき作業を行うものとする。

(産業廃棄物の種類)

第 2 条 発注者が、受注者に委託する産業廃棄物の種類はそれぞれ次のとおりとする。

種 類			具 体 例
産業廃棄物	混合物	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、金属くずの混合物（以下、「混合物」という。） ※土砂、草木の付着あり	雨水管理施設に設置されているスクリーンに堆積するごみ及び流入部に堆積する汚泥 【例】 ポリ袋、ペットボトル、プラスチック製品、発泡スチロール、ガラスくず、陶磁器類、缶、瓶、タイヤ、枯葉、自転車、衣類、雑誌等

(委託する産業廃棄物の数量等)

第 3 条 発注者が、受注者に委託する産業廃棄物の数量等は次のとおりとする。

種 類		数量 (見込み)	性状	荷姿	性状の 変化	混合等による支障	取扱い 注意事項	JISC0950 含有マーク	石綿含有 の有無	水銀廃棄 物の有無
産業廃棄物	混合物	1.5 m ³ /3 年	固形	バラ	無	無	突起物に注意	無	無	無

(委託業務の内容)

第 4 条 受注者は、雨水管理施設【別図 16】を円滑に運用する為にごみ類等管理阻害を除去し、その収集物の運搬処分を行う。また、除去作業は人力作業を基本とする。

2 産業廃棄物の運搬先は次のとおりとする。また、運搬先の変更等が必要な場合は、受注者は事前に変更内容を記した書面を発注者に提出し、発注者、受注者協議の上、決定することとする。

種 類		運 搬 先
産業廃棄物	混合物	産業廃棄物処分業者

なお、処分業者の名称、所在地等は別途、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく委託契約書によるものとする。また、リサイクルを徹底し、リサイクルが不可能な物については、適正に処分することとする。

3 産業廃棄物の収集運搬回数等については、次のとおりとする。

種 類		回 数	収 集 日 程
産業廃棄物	混合物	適宜	発注者、受注者協議の上決定することとし、土・日曜日及び祝日については除くものとする。

- 4 産業廃棄物の収集運搬については、雨水管理施設【別図 16】の排出する産業廃棄物のみを収集運搬することとし、本契約以外の廃棄物と混載しないこととする。また、受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替え又は保管を行わないこと。
- 5 受注者は、産業廃棄物を運搬するにあたり、それぞれの廃棄物の重量を計量することとし、計量にかかる費用は受注者の負担とする。
- 6 受注者は収集運搬に際し、収集物の飛散、落下等のないよう措置すること。
- 7 受注者は、作業箇所において、雨水管理施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見したときは、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- 8 設計図書に特に明示していない事項であっても、除去作業上必要な事項は、受注者の負担において処理することとする。
- 9 受注者は、業務の実施にあたり、従業員の指導教育の徹底を図るとともに、服装・言動等についても留意しなければならない。

（業務の報告）

- 第 5 条 受注者は、廃棄物処理法第 12 条の 5 第 2 項又は第 3 項の規定により、電子情報処理組織を使用して情報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告しなければならない。

（指定場所等を破損させた場合の原状回復）

- 第 6 条 受注者は、指定場所、その他一般の構築物等を破損させた場合は、受注者の責任において原状回復をしなければならない。

（確認）

- 第 7 条 受注者は、発注者が排出事業者として確認をする場合においては、協力しなければならない。

（委託料の支払い等に関わる特記事項）

本契約とは別に廃棄物処理法に基づく収集運搬業務と処分業務の委託契約書を作成するものとし、収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、廃棄物処理法に基づく処分業務委託契約書の中に、「処分費用は、収集運搬業者である受注者（処理業者の具体名を記入）が支払うこととする。」との一文を入れることとする。